

午前 10 時 4 分 開会

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

この際報告をいたします。その内容は、山内 馨君、堀口武視君の両君においては、いずれも一身上の都合により、去る 8 月 5 日、私あてに議員辞職願の提出があり、この意を受けて、いずれも同日付をもって両名の議員辞職を許可いたしましたので、会議規則第 142 条第 2 項の規定により、その旨報告をいたしておきます。

なお、今回の事件につきましては、まことに残念な思いをいたしますとともに、市民の皆様に対し、この場をおかりして議長として深くおわびを申し上げる次第でございます。本市議会にあっては、今後かかることのないよう議会も身を引き締め、本市発展のために精励する必要の念に駆られておることを一言申し添えておきます。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 5 番 成田政彦君、6 番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 9 月 22 日から 9 月 29 日までの 8 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 9 月 22 日から 9 月 29 日までの 8 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会の開会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、去る2月より議員各位を初め市民の皆様にも大変御心配をいただいております議員間における贈収賄事件は、8月8日の判決公判において両元議員に有罪判決があり、刑の確定を見るに至りました。両元議員におかれては、判決公判を前にみずから身を引かれたところでございます。非常に残念な事件であり、二度と起こらないことを切に願うものであります。今回の事件を教訓として、政治改革や政治倫理の確立を強く望みますとともに、今後とも議会、行政が相協力し、市民に信頼される市政の推進に努めてまいりたいと存じます。

さて、本議会には、市営住宅管理条例の制定など議案9件と平成8年度決算17件、報告4件を御提案申し上げておりますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

議長（林 治君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。なお、質問順位につきましては、抽せん順序といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず、初めに13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） おはようございます。トップバッターを承りました和気 豊でございます。私は、大綱3点にわたる質問をしてまいりますが、その前に一言発言をしてまいります。

第2次橋本自民党内閣は、ロッキード事件有罪確定者を行政改革の担当大臣に据え、泉井オイルマネーで献金疑惑を持たれている人物を党三役に据えて金権腐敗の政治を強行、一方国民には、消費税5%の引き上げとともに、この9月1日から医療保険の改悪で医療費引き上げ、国の悪政に加え大阪では、横山ノック知事は全国一を誇る老人医療費無料化の制度をぶつつぶすなど、お年寄りを中心に市民の暮らしへの攻撃は日増しに強まっています。

このようなとき、泉南市政への市民の期待は、何よりも市民が主人公の市政を確立し、自民党の悪政から市民の暮らしを守るとりてとして頑張ってもらいたいと願っています。ところが、泉南市政では、関西国際空港の関連事業や不公正な同和行政による開発優先の市政が続けられ、こうした事業

による厳しい財政危機を迎えています。しかし、住民犠牲の行政改革で切り抜けるのではなく、空港関連や不公正な同和行政による市税の減免を改め、地場産業の振興と市民生活の向上を目指す立場から市政の発展を考え、進めるべきであります。

さて、こうした中、ことしになって市政上の重要な課題である関西国際空港の全体構想とその関連事業に係る議会の決議が賄賂によって覆されていたことが明らかにされ、去る8月8日、関西国際空港全体構想の反対決議に絡む贈収賄事件で大阪地裁は、賄賂は多額で市議会や議員に対する市民の信頼を裏切ったとして、堀口武視被告には懲役2年、執行猶予4年を、山内 馨被告には懲役2年、執行猶予3年、追徴金200万円の有罪判決を言い渡しました。

今日、市議会の果たすべき役割は、このような不正腐敗を断じて許さず、市民の負託にこたえ、清潔で、かつ公正な市政を築くことに全力を尽くすことではないでしょうか。しかるに、「ウエーブ泉南」発行の4会派の議員諸氏は、去る5月16日以来、議会の辞職勧告決議を受けた2人の議員をかばい続け、市民の願いに背を向けて、贈収賄事件の真相解明と市議会の民主的運営に努力する日本共産党と林 治議長を攻撃することで、自分たちの愚かな主張や行動を市民の目から覆い隠すつもりなのでしょう。

昨日、新聞折り込みで全戸配布された「ウエーブ泉南」2号は、1号と同じく、やっぱり発行者の氏名も明らかにせず、4会派11名の議員で構成されているにもかかわらず、市役所の住所と市の代表電話番号を使う無責任なものであるだけでなく、でたらめな内容による誹謗中傷記事を満載しております。正確な根拠を提示しての御批判や御意見は率直にお受けいたしますが、突然でたらめなことを書いて釈明を要求することは、議会人として誠に慎むべきことでもあります。ちなみにこの文章の作成者は、みずからが裁判官にでもなったごとく、林 治議長に対し、彼の犯した罪などと断定するようなこのような愚かな横暴に終始しています。文中唯一氏名が出てくる堀口武視氏は、承知の上で証言者として氏名を載せているのでしょうか。いつどこで渡したというのか、明らかにしていただきたいものであります。

ちなみに、第1清新会幹事長の重里 勉議員は、7月の17日付読売新聞での談話で、そのお金は堀口元議長のポケットマネーと言い切っていま

すが、8月27日付重里 勉議員ら4会派幹事長による林議長に対する告訴状や「ウエーブ泉南」2号では、明らかに市議会議員の旅費規程で1泊は1万5,000円であるので言い逃れできないと書いているところを見ると、今度は公費だということになります。主張をこころ変えては何の証明にもなりません。また、複数の同行議員は名乗り出て何を証言するのか、明らかにする責任があります。

また、林野組合での役職等については、ことし3月末まで管理者であった堀口氏や副管理者であった重里議員、総務、会計を兼任していた藪野議員は、十分知っていたにもかかわらず、林議長を監査役などと言い、組合規約にもない三役にでっち上げて非難することは、その見識を疑わざるを得ません。林議長は、管理者を含む8人の理事中、2人いる監事の1人です。一般的に三役とは、管理者、副管理者、総務のことを指すのではないのでしょうか。このことは、組合規約をもってしても自明のことです。

この「ウエーブ泉南」を構成する会派の議員で、現在樽井地区財産区管理会会長を務める南 良徳副議長と藪野議員は、いずれも樽井地区の議員であります。このお2人の議員を初め樽井地区出身の議員は、これまで樽井区役員の皆さんと同行し、この財管の一泊旅行に参加しています。「ウエーブ泉南」1号で、毎年の研修旅行には市が補助金を支出してきましたとし、しかも財管の研修旅行を不正行為と決めつけ、2号ピラに平成4年度の泉南市長名の支出指令書のコピーをつけて市の補助金だと証明していますが、これは従前から市当局が認めているように誤りであり、第215号の指令書の泉南市長は樽井地区財産区管理者なのであります。そして、この研修には、樽井地区財産区の管理のあり方等についての研修のため、樽井地区の区長を初め区役員の皆さんと地元議員が同道することが慣行になってきたものであります。樽井地区財産区管理会が管理者の同意を得て、樽井地区財産区会計から正当に支出されたものであります。

また、この資料と一緒にある平成5年度では樽井地区財産区管理者と明記されている資料を見れば、泉南市議会議員であればだれにでもわかる自明のことです。それがわからず、人を罪に陥れるようなことを書いて市民に知らすことは、二重三重の過ちだと言わなければなりません。それこそ市民に、樽井区民に謝罪すべきではありませんか。

ことしはなみはや国体が開かれますが、これまでその準備に大変な予算

と、また関係者の皆さんが御苦労されてまいりました。泉南市なみはや国体実行委員会は、市から補助金を得て、その準備の傍ら平成6年、7年、8年と視察に行っています。ちなみに平成7年9月には、この補助金で市長らとともに市議会からは南 良徳現副議長や重里 勉議員など10人の市議も参加しています。市が補助金を支出する団体の監視の義務を有する議員がともに研修することは、そのことで議員の監視機能がおしまいになるというのはお笑いでありませう。

林議長は、就任以来大変困難な議会運営を強いられていますが、市議会が本来の役割を果たせるよう……（発言する者あり）

23番（林 治君） お静かに願います。

13番（和気 豊君） できる限り自由で闊達な論議を保障するとともに、議会では事実と道理に基づいた議論を節度を持って行うことを折に触れ主張してまいりました。それは市民への議会報告においても同じことが言えるのではないのでしょうか。そのことを前置きにして、大綱3点にわたる質問に入ってまいります。

第1は、市長の政治姿勢についてであります。

冒頭にも申し上げましたように、関空全体構想反対決議白紙撤回にかかわる贈収賄事件における司法の場での結論が出されました。市長、あなたの市長選挙での選対本部長として当選に大きく寄与し、当選後はあなたの政策の遂行を議会側で支えてきた堀口被告に対する今回の有罪判決、このことについて、冒頭少しあいさつの中で付言をされましたが、改めて市長の感想と見解をお聞きしてまいります。

そのことにかかわって一部マスコミ報道では、堀口被告が白紙撤回に動いた背景には利権を伴う土取り問題があったのではないかとされています。有罪判決が決定した今、泉南市における土取り問題とそのことにかかわって、市長、あなたの政策遂行の基本的な考え方が従来のとおり続行されていくのか、また変化があるのか、お伺いしてまいります。

また、この土取り問題との関連で、約200ヘクタールを有する林野を管理することし3月まで堀口被告が管理者をしていた信達郷共有林野組合との関係について、とりわけ会館の違法建築への市の対応と、あわせて市長の見解をお示し願います。

大綱第2は、行財政改革の推進状況と市民生活への影響についてであり

ます。

市は、経常収支の悪化に伴う財政危機への対応として、今行財政改革の遂行に乗り出しています。既に昨年、1996年度には、財政危機への対応として、福祉や教育費など大なたを振るって厳しい削減を強行してまいりました。この影響について、具体的に現場等への影響についてお聞きをしております。

その1は、福祉分野における影響についてであります。

障害、敬老など各種見舞金が今年度で5年間据え置きであります。ことし9月1日からの医療制度の改悪によって、また大阪府が意図している医療助成制度の改悪、これらによってお年寄りへの医療費への影響は、約3倍平均になったと言われております。ひとり暮らし老人、老人家庭で望まれている給食配膳サービスについても、月1回、極めて低劣な水準であります。おこなっている福祉施策が今以上切り捨てられることはないのか。いや、むしろ市民の立場に立っていえば、行政改革であれば、まさに市民のための行政改革として改善の方向が打ち出されなければならないことは言うまでもありませんが、市長の見解をお示し願います。

その2は、教育分野における影響についてであります。

昨年は、年当初で図書館の図書購入費が3,000万円から1,000万円に減額をされました。いろんなところに影響が出ていますが、市教委でつかんでおられるところがあればお示しを願います。

その3は、まちづくり、環境分野における影響についてであります。

身近なまちづくりの願いで最も高いものの一つが公園の新設、整備であります。新設関係の取り組みと既設公園の管理についての取り組み、その影響についてお示しを願います。

その3は、商工農業分野における影響であります。

今、バブル崩壊後の景気の低迷と大型店、外国農業農産物の輸入などの規制緩和で最も影響を受けているこの分野、むしろ積極的な対応を財政の上でも保障し、その振興に努めなければならないではありませんか。むしろ削減される一方であります。その影響と対応についてお示しを願います。

大綱第3は、下水道事業の入札をめぐって7月11日惹起した談合疑惑問題についてであります。

市の最終対応と今後の防止策についてお示しを願います。

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の今回の事件についての感想ということでございますが、冒頭申し上げましたように、8月8日に判決公判がございまして、両元市議には有罪判決が言い渡され、その後刑が確定したものでございます。この事件は、議員間において贈収賄行為があったということについて有罪となったものでありまして、非常に残念な思いをいたしております。今後、二度とこのような事件が起こることのないように切に願いますとともに、今回の事件を教訓といたしまして、政治改革や政治倫理の確立を強く望むものでございまして、今後とも議会、行政ともに協力しながら市民に信頼を得られる市政の推進に努めていくということが何より大切だというふうに思っております。

それから、堀口議員については、私も大変お世話になった方でありまして、そういう思いも込めて、さらに今回の事件というのは大変残念に思っているところでございます。判決を前にみずからの出处進退を決められたということは、妥当な判断ではなかったかというふうに思っております。

それから、反対決議撤回に土取り問題が背景にあったのではないかとというような御質問でございますが、これは全くそういうことはないのではないかと私は思っております。といいますのは、反対決議というのは、御承知のように平成6年3月議会でされまして、撤回が平成6年の6月議会でありました。この土取り問題が具体的にあってまいりましたのは、2期事業が第7次空港整備5カ年計画に位置づけられるということになってからでございます。泉南市並びに議会の要望としましては、平成8年の2月20日に大阪府知事に要望をいたしたところでございます。その中に土砂採取地の選定ということが盛り込まれているわけでございます。したがって、時期的にいいますと随分と時間的な差が当然あるわけでございます。そういうことはその当時としてはなかったものというふうに思っております。

それから、その後の空港に対する考え方に変化があるのかどうかということでございますが、私は、3年半前に全体構想推進を公約いたしまして

当選をさせていただきました。現在もその考えにいささかの変化もございません。したがって、今後とも関西国際空港の全体構想については全力を挙げて推進をしてまいりたいと考えております。その中で泉南市にとって新たな地域整備、1期の積み残しもございますけれども、これらをきっちりと整理していくということが私に与えられた課題ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、違反建築の御質問がございましたけれども、議員はこの問題については非常に造詣が深いと私は思っておりますけれども、違反建築にもいろいろございまして、法的な違反があった中で、それが後、手続的な違反があったとしても中身的にそれが治癒される可能性のあるもの、あるいは全くそれが考えられない場合というものがあろうかというふうに思います。この共有林野組合の建築につきましては、その後いろいろ現在もなお調査をされているように聞いておりまして、近い時期にそのあたりの結論が出るというふうにお聞きをいたしておりますので、大阪府の考え方が出ることを見た上での判断をしていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問の行財政改革の問題で、福祉分野における特徴点と影響額について御答弁申し上げます。

確かに議員御指摘のように、この見舞金、福祉の関連経費ではございますけれども、この見舞金につきましては、数年度単価的には据え置きという形をとっています。現在、単価、数値等については具体的な数字を資料として持っておりませんので詳しいことは言えませんが、この数年来財政の状況が厳しい中で、特に経常経費等につきましては10%カットであるとか、そういうことがなされてきました。その中であって福祉の予算につきましては、特にこの見舞金等については、下げるということじゃなしに、現状の維持という形で現在予算計上いたしております。なお、こういった形で平成9年度も予算計上を行ったということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 続きまして、教育委員会にかかわる行財政の影響ということでございますので、私の方からお答えさせていただきます。



まず、今年度の予算をベースにいたしますと、今年度の当初予算につきましては22億余りでございまして、昨年度と比べまして3,000万の減額となっております。

これの内容でございますけれども、まず学校における施設改善、これについては例年大規模改修を行っていたわけですが、今のところ改善まで至らず、修繕程度に終わっております。これについてが一番大きな影響ということでございますが、学校の教育にかかわる教材関係につきましては、需用費の削減、こういうのは数%程度、金額にいたしまして数百万程度で動いておりますので、そう影響はないんじゃないかなというふうに思っております。

今後とも、十分な教育予算というものについては難しゅうございますが、工夫の中で生かせる部分は生かしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、大綱2点目のまちづくりの関係、それと農業分野についての関係について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、まちづくり、特に公園の質問でございますけれども、現在本市では、都市計画公園、宅地開発等で設置された公園、ちびっ子広場等を合わせまして80カ所以上の公園緑地がございます。これらの公園緑地につきましては、除草、剪定、消毒等を定期的に行い、市民の方々に心地よく利用していただけるよう努め、一部の公園等については、自治会等に管理をお願いいたしておるところでございます。

また、それぞれの公園の特性等も考慮し、お子様から高齢者の方々まで幅広く利用していただけるよう努め、老朽化した公園施設の安全対策等施設の改修、改良について努力しているところであります。今後についても、これらの方針に基づき維持管理を行い、市民の皆様方に憩いと安らぎの場の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、公園についての維持管理経費の推移でございますけれども、平成7年、8年につきましては決算で1,300万円台、それと平成9年度も1,300万円台の公園管理経費をいただいておりますので、その中で維持管理について努めているところでございますので、よろしく御理解を賜りた

いというふうに考えております。

それと、これらの公園施設等の今後の整備でございますけれども、都市計画公園としては新家上村公園が整備を完了し、それ以後着工していないわけでございます。我々といたしましては、今後につきましては、泉南市の行財政改革実施計画の中で、公園新設事業につきましては中長期的な視点から候補地の選定等条件整備を行うというふうに方向づけをされておりますので、今後の公園の新設につきましては、市民の方々のニーズを踏まえまして、街区公園、近隣公園等公園の施設内容、規模、適地の選定等を行いまして、都市計画決定等の法的手続、用地、財源等の確保など、厳しい環境の中で総合的に検討した中で事業を進めていくというふうに考えております。

次に、商工農業分野でございますけれども、行財政改革の進捗状況と市民生活への影響についてでございますが、農業を取り巻く情勢につきましては、国際化の進展による輸入農作物の増加、都市的土地利用の進展、あるいは消費者ニーズの多様化等、また環境に対する人々の関心の高まり等大きな変化が見られるところでございます。

本市の農業においても、農家数、農地とも減少しており、厳しい状況にあることは否めません。しかしながら、伝統のあるミズナス、タマネギ、里芋、フキ等を中心に収益性の高い農業経営を展開しており、府下における生鮮野菜の供給基地としての役割を果たしております。

本市といたしましても、都市近郊としての立地条件を生かした生鮮食料品の安定供給と農業が持つ緑機能や環境保全機能を果たしていくことを基本方向に、農業生産基盤等の整備や農用地の有効利用等による経営規模の拡大を図るとともに、農業生産の後継者や担い手の育成と生産性の向上に努め、農業経営の発展と安定を図ってまいりたいというふうに考えております。

行財政改革等厳しい状況下にはございますけれども、今後とも泉南市農業協同組合、府農業改良普及センター等関係機関と連携をより密にするとともに、各種農業施策の展開に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和氣議員の質問のうち、商工分野における取り組みについて私の方から御答弁申し上げます。

和氣議員御指摘のとおり、本市の商工業等を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。また、大店法の規制緩和に伴う大型店の出店増加等により、小売商業店舗においてはさらに厳しい状況にございます。このような状況の中、地元小売商業といたしましても、市内共通商品券の発行、消費者還元のアサヒデーの実施など、販売促進や研修会等の活動を行い、商業の活性化に向けて取り組んでおるところでございます。

本市といたしましても、中小企業の経営安定を図ることが重要であり、その振興施策につきましては、府における融資制度の充実、また市においても利子補給の助成や中小企業退職金共済制度への助成等を実施し、対策に努め、経営基盤安定のため経営改善や商業集団活動の活性化について、商工会等関係機関と連携しながらその支援に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、大型店と中小小売業がそれぞれの特性を生かし機能分担が行われ、中小小売業の事業活動の適正な確保が図られ、消費者利益の保護との均衡も図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは私の方から、大綱３点目の今回の下水道工事にかかわります談合疑惑における事務処理につきまして御説明を申し上げたいと思います。

公共下水道第９－９工区污水管渠築造工事につきましては、設計図の一部をやりかえた上で泉南市建設工事指名業者等選考委員会を開き、当該工事における適格性等を総合的に勘案した結果、前回と同様の指名業者となったものであります。既に９月１０日に現場説明会を実施しているものでございます。

この処理の考え方につきましては、通報そのものが間接情報で物的証拠がなく、また事情聴取におきましても１０社すべての業者が談合を否定した結果であり、談合があったとの事実認定はできませんでした。しかし、氏名を明らかにした通報であり、また当該工事における金額を記入した工

事費内訳書が指名業者である 1 業者に配られていたとの発言もあり、そのこと等をもって泉南市公正入札調査検討委員会において種々検討した結論であります。

続きまして、公共下水道第 9 - 10 工区汚水管渠築造工事についての事務処理を説明させていただきます。

契約を保留していましたが、市から業者に対し注意を喚起する意味での書面を 1 社は受け取りを拒否しましたが、他の 6 社に手渡し、かつ誓約書を提出させた上で、9 月 9 日をもって契約を締結しております。

この処理の考え方につきましては、事情聴取を実施した結果を踏まえ、泉南市公正入札調査検討委員会で種々検討した結論であります。つきましては、市としての調査は一定の限界があります。そのことから、公正取引委員会等関係機関へ報告を行い、また関係書類の提出も行っております。そこでの調査の推移を見定め、市として対応をしていく考えであります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13 番（和気 豊君） 議長、何分まででしょうか。

議長（林 治君） 11 時 10 分までです。

13 番（和気 豊君） それでは、逐次質問を自席からいたしてまいります。

まず、私の質問に対して市長は、事実経過から、土取り問題は今回の贈収賄事件の背景にはないと、こういうことを言われたわけですが、後日、確かに日程的にはそうではありますが、土取り問題で泉南市を採取地にと、こういう交渉の経過の中では、この反対決議の白紙撤回、これがいろんな形で活用をされている。だれが言ったという点ではオフレコではありますが、新聞報道等でもこの問題については、いわゆるまたぞろ反対決議のようなことをやられるとかなわない、こういうことで市の要請を受けたんだというふうな幹部の紹介ですね。名前は特定されておりませんが、そういうことも出てきているわけですね。だから、この反対決議の白紙撤回、それが大いなる役割を果たしたということは、これは自明のことだというふうに思います。

そういうことでありますし、かかわり合いがないと言い切れるかどうか、こういう点では、今後いろんな形で、100 条調査委員会等もあるわけで

すけれども、やっぱりこれが大きな役割になったと。こういうことは事実関係の中でも明らかですし、日程的な問題は別にしまして、いわゆる交渉された側はそういうふうなとらえ方をしているわけですね。例えば、5年の9月5日付ですが、朝日新聞の朝刊等にも、2月に要望を出してるやないかと。そのことを不問に付したまま、いわゆる土取り地を発表するのか、一体どういうことかと、こういうことで市長が激昂してやってきたと。当時の府の空体室長が慌てて心配して対応をしにきたと、こういうようなこともあるわけですから、その辺の問題ですね。一言そういうふうに日程的な問題だけで処理されるのかどうか。

それからまた、この土取り地の問題については、これはいろいろな形で出ておりますが、泉南市の土砂採取地跡に人工スキー場の問題等も、これは実際にあった話で、北新地のクラブの二次会で、場所まで言われているわけですが、ここで横山ノック知事と市長の間で話が、この決定がされる1年前に話があったというふうなことも新聞報道で出ているわけで、そういうこともあるということだけ言っておきたいというふうに思います。

それで、先ほどから市が進めている行財政改革の市民生活に与える影響の問題について、具体的な中身について教えてほしいと、こういうことでお願いしたんですが、取り組みの方向づけなり現状の取り組みだけを紹介されて、それがどういうふうに市民生活に影響を与えているかと、こういうことについてはなかなか答弁がなかった。つかんでおらなければ、それは大きな問題であって、その影響が出ていることによって遂行についての判断を、もっと財政をふやさなあかんのか、あるいはこのまま現状維持でええのかということが問われるわけで、そういうことの判断というのを材料として持っておられないと。そういう判断材料を持っておられないということについては、非常に悲しい思いがします。

それから、教育関係の問題でいえば、いわゆる図書費が削減されて、それが児童図書の購入等に大きな影響が出ているということで、現に団体貸し出しを受けている地域のお母さん等から、何とかしてほしいという切実な声が出てきている。そういうふうな影響をつかんでおられるのかどうか。つかんでおられるにもかかわらず対応されていないということになれば、大きな問題だというふうに思いますね。

それから、1,300万で公園の維持管理に努めているんだということ

すが、果たしてそれだけでやっていけるのかどうかという問題ですね。公園管理費全体で見れば、昨年からことしにかけて当初予算では600万ほど減らしているわけですから、1,300万、他市に比べて——他市なんかは公園の維持管理、緑を守るということで、協会さえ設立をさして、大々的な公園管理を含む緑化対策に努めているわけですね。うちなんかは、ほんまに市がどっちかという、公園課はできましたけれども、お隣の佐野なんかに比べても、1,300万の維持管理費。向こうなんかは緑化協会に7,000万何がしかの補助を出して、積極的にこの点に努めているというようなこともあります。他市との比較なんかもひとつよく勉強していただいて、適切な対応、職員が日中草刈りに回らなくてもいいようなそういうふうな財源的な保障ですね。行革もここまで来たのか、こういうふうに悲しい思いをしているわけですが、そういうことがないようにひとつ善処方をお願いしておきたい、こういうふうに思います。

それで、いわゆる談合問題に入っていきたいと思うんですが、先ほど経過をお述べになりました。1つは、個人から具体的な指摘があって、何か金額の入った、指名にかかわって市に提出をするそういう書類まで持ってきての話であったと。なかなか関係ない業者が持ち得ないようなそういう書類が、もう業者が決まっているんだからということでその書類を持ってきたというような話も、これは委員会等で出たわけではありますが、そういう事実があったのかどうかですね。その辺はひとつ明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 土取りのことですね。私から言わせていただきますと、若干ちょっと違うと思われる部分がありますから、それだけ申し上げておきます。

土取りにつきましては、平成8年2月に市長と議長名で要望を出しまして、去年の夏に最終的に決まったわけなんです、それまでにちらちら一部新聞に岬町という名前が出たりすっこんだりしておったわけなんです。その都度、我々は、大阪府に対してそれが事実なのかどうかという確認をいたしておったわけなんです、いやいや、まだそこまで至っていない、検討中であると。岬町ということも言っておらないというようなことで、それがずうっと続きまして、去年の8月になって急に岬町に決定する

という話がありまして、そこで私は怒ったわけでございます。

我々が一々やりとりをしてなければ、それはそういうこともありかもわかりませんが、その都度確認をしている中で、そういうことはない、選定はまだまだこれからだというお話でありましたが、突然そういう話がありましたから、それは信義違反でしょうということを申し上げて、また昨年の9月の9日に申し入れを知事あてにしたわけございまして、その中でまた新たな回答をいただいて、その中で、岬町に選定するけれども、ピーク時には一部泉南市からも取るという回答をいただきましたので、そういう経過がございますので、それだけ申し上げておきます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 金額入りの設計書の件でございますが、これにつきましては、7月16日に事情聴取を行ったところ、業者から金額入りの業者の見積書を見せてもらったということの話がございました。そして、この金額入りの見積書のコピーを持っておるといってございまして、それにつきましては、私の方に一たん預からしていただいたわけでございますが、これにつきましては、また業者の方から返してほしいという話がございます。お返しをしたという経過がございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 客観的な物証がないんだというふうに言われますから私はお伺いをしているわけで、そういうふうな各明細金額が明記された工事費内訳書は現にあったわけですし、それを見ておられるわけでしょう、返したかどうかは別にして。一たんはあるということを確認し、中身も見ておられるわけですね。それじゃ、それは大いなる物的証拠です。なかなか手に入らないようなそういうものが手に入ってるわけですから、それは一つのいわゆる重要な根拠証拠として、これは具体的にその中身によって対応していくと、これがあるべき姿じゃないんですか。物的証拠がないんじゃないんで、あるんじゃないですか。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 再度の質問でございますので、お答えさせていただきます。

確かに今私の方が話さしていただきましたように、金員入りの見積書

は見せていただきました。しかし、これにつきましては、業者名も当然書いておりません。これにつきましては、すべて入札参加業者にお配りをおるものでございまして、どなたが記入されて配られたとか、そういうふうなことは全く不明でございます。したがって、これは指名業者であればすべて持っているというものでございますので、確証というわけには我々としては判断できないということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 空白のそういう工事見積書にだれでも書けると、それは持っていたから。しかし、一たん受け取ったものを、これは重要な――調査の段階ですから、16日ですから、入札を予定したのが11日と。それを保留してまで対応しているわけですから、16日にそういうものが出てきたら、それが単に業者が勝手に作為してつくったのか、あるいは既に話し合いの中でこういう金額を入れようよ、その裏づけの工事見積書はこうだぞということで配られたものなのか、そういうことはやっぱり即それを調査検討しなければならないのではないかというふうに思うんですが、返してくれと言われて返した。それまで時間的な経過があったんですから、入札行為を中止しているわけですから、即それを調べなければならなかったんではないか。そこにも行政の一つの瑕疵があるんではないかなというふうな気がするんですが、その点再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 金額入りの見積書でございますが、確かに私どもの方で一たんコピーをお預かりさせていただきました。しかし、これにつきましては、細部に至る見積もりではございませんでして、大まかな見積もりということでございました。そして、我々といたしましても、そこまで内容的に調査する期間も当然ないということもございます。それと、先ほども申し上げましたとおり、入札指名業者であればどなたでも持ち得るというものでございましたので、仮に中身の金額を見たところで、どなたが記入したのかというようなことにつきましては判断ができない内容の設計書ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。



13番（和気 豊君） 阪南市における談合問題も、日ごろから業者に対するわきの甘さ、そういうものがあの事件を引き起こしたんだと、こういうふうに裁判の調書なんかを見ますとなっておるわけですが、やはりそういう証拠が具体的に出た場合、即、時を逸せずそういう中身を検討して、これが談合関係の具体的な資料になるのかどうか、こういう調査をやっぱりやるべきではないかというように思うんですね。

中身は十分検討していないと言いながら、だれにでも書けるもんだと。金額を具体的に計算していけば、これは一定の根拠に基づく数字だということもわかるわけですから、そういうことも判断しない間に返されて、時間があつたにもかかわらず十分しない間に返せと言われて返したと。1日なり手元にあつたわけでしょう。やる気になれば、それはできたわけですよ、本当に行政が厳しい対応をするということになれば。得がたい資料じゃないですか。

入札に参加した業者に談合があつたかどうかと。そんなもん談合あつたりしたら命取りじゃないですか。そんなもん言いませんがな。そんな調査は余り意味がないんじゃないでしょうか。ただ、100%意味がないとは言い切りませんが、それならば、出てきた証拠というのは、大きな役割を果たすわけでしょう。なかなか物的証拠なんか出ませんよ、こういうやつには。この辺のわきの甘さというのは、これはやっぱり行政として十分に反省をしていただきたい。そういう一つ一つのきっちりした詰めがやはり今後談合問題を起こさない大きな決め手になると、私はそういうふうに思いますよ。

それからもう一つ、9 - 10、これについては、既に契約、これは落札がされたわけですね。入札をこの日にはやったと。ところが、この問題についても後日話し合いがあつたと。しかし、話し合いは決裂して、談合には至らなかったけど、不正入札にはならなかったけれども、しかし話し合いの経過はあつたと、こういうことは調査の結果明らかだというふうに先ほど言われました。まさにこの話し合いが――一遍その辺、助役笑うてるから、助役何か違うんか、僕が言うたこと。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員の御質問の中で断定的に言われた部分で、私たちの方の報告と違う点がございますので、ひとつ明確にしとき

たいと思うんですが、9 - 10につきましては、確かに各業者とも談合がないということで確認をしております。それから、事前に何らかの形での会合があったということを私どもは認定をしておりません。何らかの形で会合があったとの可能性は否定できないという判断でございます。これは、委員会等でも御報告申し上げましたように、1社につきましては詳細に申し入れされておりますし、それから別の1社につきましては、かなり異なる内容でそういう集まりがあったようにおっしゃっておられる。その他のところは否定をされておったり、業者間であればさまざまな形で会うこともあるというような陳述をされておるという中で、私どもとしては、必ずしも事前にそういう会合があったという認定はいたしておりません。ただ、そういう数点から考えますと、可能性は否定できないという御報告をさしていただいているということで、その点については先ほど申された点は少し違うというふうに理解をしております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 本人が直接場所まで特定をして、それから日にちも時間も特定して、人数までこれだけの人数が集まったんだと、こういうことを特定して言ってきている。大いに可能性はあったと、こういうふうと思うんですが、市は否定できないということで、うまく言葉のあやちでお逃げになっておりますが、これなんかもやっぱり得がたい証拠だろうというふうに思いますよ、ここまではっきりしているわけですから。

そして、落札の結果を見れば、おつき合いで2社、いわゆる競争になった2社を除いてあとの業者の皆さんは、まさに1億前後の事業ですが、大体1億を超える額で入れておられる。入札額は1億を超える額だと。あとの2社だけが何と2,000万前後も金額を落として入札をされている。おつき合いするところと、あるいはとるところがはっきりと何らかの形で識別をされた。そういう場があったということは、この結果からも明らかですね。なかなかそれだけでは証拠はないわけですから、市の方も処理には困るわけですが、こういう話し合い、談合をするための話し合いの場があったと、こういうことは、これは状況証拠としては極めてはっきりしているというふうに私は判断するんですね。

なぜそういうことが行われるのかと、こういうことですね。そして、私は、業者方が勉強のために話し合いするということはいいいと思いますよ。

そやけど、談合するということについてのそういう法に違反した話し合いがされたということになれば、これはやっぱり重要な問題だろうというふうに思うんですが、物的証拠がないということだけでこれが片づけられる。

今後、この歯どめをどうするのかということが極めて重要になってくると思うんですが、市の対応を聞いてみますと、なかなか歯どめについては、もう一つ具体にはっきりしない。せっかくここまでありながら、そういうことが日常的に持たれていながら、それに対する歯どめを持ってない。こういうことについては、もっとやっぱり行政としてしっかりとした対応、対策を日ごろから講じていただかなければならないんじゃないかというふうに思うんですよ。2,000万も、1億のあれで20%も業者間で落札額、2社と6社との間にそれだけの差があるんですね。もうはっきりこれはおつき合いさしてもらいます、あなたがとりなさい、こういうような話し合いがどこかでできてたと。これはもう当然じゃないですか、状況としては。これに対する対応の仕方も一遍、今後どうしていくのかというその辺具体的に、一般的、抽象的な話ではなくて一つは聞かしていただきたいなと、こういうふうに思うんです。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員から御指摘のあった落札の金額等につきまして、やはりこれはそれぞれの業者が各社の積算に基づき、そして当然その工事に対する意欲というのもございますから、その辺も加えまして総合的に各社が出された金額であるというふうに考えております。

それから、今後の対応ということでございますが、確かに今回の議論を通じましてさまざま疑惑を持たれる点が生じておるということは非常に残念でございますので、何とかこのあたり客観的にそういうものを防止できるような、あるいは疑惑を持たれないような手法というものがないのかどうか。これはいろいろ法的制約の中で非常に難しい問題はあるわけですが、これは調査検討委員会の中でも引き続き検討をしていきたい。入札方法につきまして一定何かできないかということで検討していきたいというふうに考えておりますので、今後いろんな情報も集約しまして、いろんな角度から検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど出ました工事見積もりの計算書というのは、

入札のときには入札額を示した書類と一緒に提出をするわけですが、それなんかを見れば、毎年入札単価を、歩合なんかを何掛けするかとか、そういうふうないわゆる請負賃金から、あるいは具体的な資材費から、もうそういう事細かく明細書を記した本が建設省の方から毎年出ているわけですね。大体、本当にとろうということで計算をしていけば、あるいはコンピュータみたいな精度の高い機械もできているわけですから、そこへそういう単価を挿入すれば、本当にとる気になってやれば、そういうことでそんな2,000万もの違い、20%の違いなんていうのは出てくるわけないんですよ。そやから、工事見積もり計算書を一遍市が精査すれば、一体本気になって計算式を出してるのかどうか、きっちりした数字を入れて計算式を導き出してるのかどうか、こういうようなこともはっきりするわけです。そういうものをこっちへ置いとくという姿勢も、これはやっぱり、本当にやる気になれば対応できるというふうに思いますよ。だから、状況証拠としてつかめると思いますよ。それだけでは断ぜられないけれど、状況証拠はやっぱりおかしいと、こういう結論は下せると思うんです。その点どうですか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 確かに設計書等を建設省の基準なりで見比べれば、それなりに各会社の積算の仕方の違いなりはわかるとは思いますよ、ただ先ほども申し上げましたように、各社ともやっぱりその工事に対する取り組み意欲といいますか、当然そういうものもございまして、それぞれ赤字出血までしてやろうというところもあれば、今回はこの標準程度でというところもあるでしょうし、その結果も最終的な落札金額の中にあられてくるというふうに考えておりますので、今回の落札の金額については、それぞれ各社の独自の判断でされたというふうに理解をしております。今後、こういう入札問題で問題があれば、それぞれ提出された設計書を再チェックするという事は、これはマニュアルの中にも入っておりますので、それについてはさしていただきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。（発言する者あり）お静かに願います。

次に、17番 島原正嗣君の質問を許可いたします。（発言する者あり）議場はお静かに願います。島原君。

17番（島原正嗣君） 皆さん、おはようございます。御指名をいただきましたので、新進市民連合の立場から、既に通告をいたしておりますとおり、大綱7点にわたり質問を行うものであります。

私は、まず具体的な質問に入る前に、6月定例会以降今日までの本市政を取り巻く環境について、私なりの思いを込めて言及をさせていただきたいと思うのであります。

その中でも、世界的には先般フランスのパリ、トンネルの中でパパラッチに追いかけられまして不幸な交通事故死を遂げました英国のプリンセス、元皇太子妃ダイアナさんが36歳の生涯を遂げたのであります。美人薄命と申しますが、この方は花のように咲き、花のように散り、余りにも突然の死は、世界の人々に対して衝撃を与えたものであります。

また、去る9月6日、貧しい人、病気の人、困った人、あらゆる差別解消、弱者救済のためにその人生のすべてをささげて87歳の生涯を遂げた世界の聖女と言われましたマザー・テレサの死は、世界の人々が悲しみに暮れているところでもあります。このテレサ女史の活動は、日本でもよく知られているとおりでございます。私は、現代における高貴な人マザー氏の死に対し、哀悼の誠をささげる一人であります。

さて、我が国の現状は、金融・証券業界の不祥事を初め、また消費税や医療費等の値上げによりまして、国民の生活はより一層多くの不安を募らせる結果となっているところであります。このような状況下における地方自治行政は、やがて到来するであろう行革、地方分権の時代に新しい革袋と受け皿づくりをみずからが考え行動する元気なまちとして、新しい時代の地方自治を改めて検証しなければなりません。したがって、明確な将来展望を示すべきでもあります。この件については以上でございますが、これから具体的な質問に入らさせていただきます。

大綱第1点の質問は、行財政改革についてお尋ねをいたします。

今、中央政府におきましても、国政の最重要課題といたしまして活発な論議が展開をされているところでございます。特に、私たちが注目すべき点は、地方分権の問題であります。私は、行革と分権は一過性の側面を持ち、その機能、すなわち市町村等の合併、合体に関する役割を果たし、またその地域におけるさまざまな文化や財政等々、合併に伴う諸条件を示す最大のバロメーターとなることはまず間違いないと考えるものであります。

したがって、本市も長時間をかけさまざまな視点に立って行財政改革に取り組んできたところではありますが、具体的な改革指針を示していただきたいものであります。

大綱第2点の質問は、公害問題についてお尋ねをいたします。

特に、今日社会問題化されておりますことは、毒性のダイオキシン等への対応についてであります。本問題は、既に閣議決定がなされ、本年12月から大気汚染防止法等の政令を改正いたしまして施行されるはずであります。また、本年2月、世界保健機構——WHOがダイオキシンの評価を見直し、発がん性があると明言されたものでもあります。国内におきましても、埼玉県の新潟市や茨城県では、住民組織が清掃工場の操業停止や建設差し止めの行政訴訟を行われているところでもあります。特に、ダイオキシン濃度の総排出量の80%から90%が廃棄物の中に占める塩化ビニールだと言われているところでもあります。本市は、これらの対応についてどのような処理をされているのか、御答弁を賜りたいものであります。

公害問題第2の問いは、騒音、河川の水質、工場排水、大気汚染等についてどのような調査を行っているのか、その対応策について御答弁をいただきたいものであります。

大綱第3点の質問は、教育問題については、私は一貫して申し上げておりますとおり、教育とは人を教え育てるものだとして信じてやみません。神戸市の小学生連続殺人事件や奈良の女子中学生殺人など、全く人間の常識から見て考えられない問題が発生をしているところでもあります。中教審が示しておりますゆとりある中での教育や、生きる力をはぐくむ豊かな人間性に向けた心の教育といった指導は、私は決して間違ったものではないと思います。

ただ、問題は、そのことをどのように身につけさせるか。その1つは、単純明快な発想ではあります。老人との交流等を通じて、老人としてのとうとさや老いに対する認識、さらには死を身近なものとして教え、生命のとうとさを学ばせることが大切ではないかと思うものであります。人間が本能的に持っている攻撃性や暴力性など悪の部分を幼児期にどう制御させるか。さらに、人間として許されないこと、さまざまな人間関係を通じて子供たちに伝えていく教育こそ必要であると考えますが、その所見についてお伺いをいたしたいのであります。

教育問題第2の問いは、学校教育施設等の改修、改善についての内容について御答弁をいただきたいのであります。

教育問題第3の問いは、学校現場における問題行動、つまり登校拒否の実態や、さらには最近問題化されております保健室登校というのがございます。その現状についてどうなのか。あわせてお答えをいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、関西空港問題についてであります。基本的な判断基準についてのみ御答弁をいただきたいのであります。

第1の問いは、土取り問題であります。今日までどのような対応をなされ、今後どのように土取り問題について対処していくのか、お答えをいただきたい。

第2の問いは、陸上ルート問題への対応であります。これは、阪南9市等においてもさまざまな角度から首長関係者の皆さんが御相談をなさっておるようでありますが、この陸上問題についての認識を本市としてはどのように持たれておるのか、お答えをいただきたい。

第3の問いは、南ルート問題への対応であります。本問題も平島市長時から随分と長い間御苦労なさってきたわけではありますが、第2期の全体構想と含めて、南ルートの位置づけあるいは将来的なあり方、どのような政治判断をしておられるのか、お答えをいただきたい。

空港問題第4の問いは、空港関連事業等への雇用状況について御答弁をいただきたいものであります。

大綱第5点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題の第1の問いは、本市の一般市営住宅に対する施策、及び今後将来にわたる対応についてであります。今日各地方自治体は、少子・高齢化社会に向けて高齢者用の住宅、ふれあい住宅の建設や若人のための結婚住宅、さらには身体障害者向け住宅などさまざまな視点から検討され、その実行、実施計画がなされているところでもあります。したがって、本市はこれらの対応策をどのように検討されておるのか、具体的に御答弁を賜りたい。

住宅問題第2の問いは、氏の松、高岸、砂原の3団地のマスタープランの進捗状況、具体的には3団地入居者との払い下げ問題を含めた交渉経緯についての御答弁をいただきたいのであります。

大綱第6点の質問は、国定公園問題に係る都市計画事業に関する市民の里、青少年の森についてお尋ねをいたします。

その第1の問いは、国定公園構想の具体案についてどのような現状にあるのか、御答弁をいただきたい。

第2の問いは、平島市長時代には、市民の里、青少年の森は国際交流可能な一大拠点としたいとの思いを強く持たれたものであります。したがって、その実現のために積極的な対応を行ってきたはずであります。その後本事業計画はどのような状況下にあるのか、具体的な御答弁をいただきたいのであります。

最後に、第7点の質問は、議会開催中の情報提供についてであります。

今日、情報化は時代の常識的な流れでもあります。今、情報を開示することは、国や地方自治体だけではなく、医療機関にまで波及効果を及ぼしているのであります。本来、病院の個人カルテ等は医師と病院側だけのものとして利用されてきたわけではありますが、自己の医療カルテ開示によってより充実した人生の一助となるなど、国においても今具体的な検討がなされているところであります。したがって、私は情報公開の強弱は別にいたしましても、情報を市民に届けることによって、市民と市政の大きなかけ橋になると思うところでもあります。

私たちは先般、文教消防常任委員会が沖縄県の読谷村等の議会を見学いたしました。この村役場の議場においても、庁内に既に放映できるテレビ等が設置をされていたところであります。本市もせめて年4回の定例会、この審議の状況等について、庁内はもとより一般家庭向けのケーブルテレビ等を設置いたしまして放映できるような対応をしていただきたいと思いますが、本問題に対する考え方について御答弁をいただきたいと思います。

以上、通告をしておりました大綱7点にわたりましての演壇からの質問を終わりますが、関係理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（林 治君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港問題についてお尋ねのうち、陸上ルート問題について御答弁を申し上げます。



本年6月に運輸省から、泉州市町関西国際空港対策協議会に対しまして飛行経路にかかわる総合的な取り組みについて説明がございまして、内容について一定聞かしていただいているところでございます。また、当泉南市議会におかれましても、全員協議会の場で運輸省より説明を受けられ、内容の把握をされているところでございます。

現在は、この示された取り組みについて、大阪府の設置した専門会議において科学的に専門的立場で検討をいただいている段階でございます。このたび48項目にわたります質問を運輸省にされまして、この9月12日にその回答をいただいているところでございます。今後、この回答をベースに、さらに専門的な見地からの御検討をお願いすることといたしております。

本市といたしましても、全体構想を推進する立場でございますので、そのために支障となることは解決をしていかなければならないと考えているところでございます。今後とも、示された総合的な取り組みについて、安全性や環境面、将来の航空需要に対応できるのかどうか、科学的にも証明され、空港建設の原点であります公害のない空港づくりの観点に立ったものであるのかどうか、3点セットの考え方に沿った対応をしていく必要があると考えているところでございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問のうち、公害問題に関する件につきまして私の方から御答弁申し上げます。

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が社会問題化しており、ダイオキシン類排出削減が強く求められておるところでございます。泉南清掃事務組合といたしましても、平成8年7月に厚生省から、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減を図るため実態総点検の実施をせよとの通知がございました。それに基づきまして、清掃工場におきましても、平成8年12月にダイオキシン類について分析をいたしております。その結果、排ガスでは3ナノグラムで基準値以下であるとの報告を受けてございます。

また、議員御指摘のとおり、本年12月には法改正される予定になってございますが、改正後の数値についても基準値以下で稼働できると、このように聞いておるところでございます。

次に、環境汚染について、本市の取り組みでございますが、大気汚染の監視につきましては、本市の庁舎内でございますが、測定局公害監視センターを設けて現在調査を行っております。それ以外には、泉南市内で窒素酸化物、一酸化窒素、二酸化窒素等の測定を21カ所のポイントで行ってございます。測定結果につきましては、すべて環境基準値内でございます。また、水質につきましても、定期的に健康項目、生活環境項目等約42項目の検査を現在実施しておるところでございます。

環境整備課といたしましては、環境の破壊実態調査は最近強く言われておりますので、今後とも引き続き監視に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員御質問の行財政改革の取り組みでございますけれども、議員御指摘のように地方分権推進法が一昨年制定されまして、この取り組みが進められているところでございます。この地方分権の取り組みの中で、やはり今後各地方自治体の独自性がより強く求められているところでございまして、それを進めていく上でも、各自治体におきます行財政改革というのがより重要になってくるものと思っておりますのでございます。

そういう中で、私どもは平成9年2月に実施計画を策定いたしまして、既に女性総合相談や各種検診の無料化等、ただ縮減という一方ではなしに、市民サービスの向上も図るべく、そういう項目も設けまして現在取り組んでいるところでございまして、63件の実施項目のうち約5割が実施もしくは方向づけができておるところでございます。他の項目につきましても、月に1回本部会議を開催し、その進捗を図っているところでございます。行財政改革推進本部に設置しております各部会での検討結果と整合する中長期的な財政収支計画とあわせ、自主財源の確保につきましても体制の強化を図り、その確保に努め、経常収支比率の改善に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、国定公園に関することでございますが、金剛生駒紀泉国定公園は、平成8年10月に指定を受けたものでございます。同時に、大阪

府が拡大地域の整備基本構想を策定してございます。

この構想は、拡大地域を整備するための基本コンセプトを「おおさかの森と里にふれ愛・学ぶ「紀泉エコ・カレッジ」」とし、府民と府、市及び地域が一体となって整備を展開するものとしております。また、拡大地域をその特性に応じまして3つのゾーンに区分してございまして、本市と泉佐野市は「国際森林リフレッシュキャンパス」として位置づけられており、本市域での利用拠点を「国際友好の邑」と拠点周辺を「国際友好の森」として整備方針が定められております。現在は、これをもとに保全利用施設の整備のための基本計画を作成するため、地元地域とともに大阪府と協議を進めているところでございます。

続きまして、市民への情報提供の一環といたしますCATVテレビ等の活用についてでございますが、1つのものとしまして議会中継の問題がございまして。現在計画を進めてございましてケーブルテレビ事業といたしましては、平成10年3月に本市域内におきまして一部開局の予定でございます。このケーブルテレビ網が一定整備され、本市域内放送の拠点でありますサブセンター機能が完成いたしますと、議会中継の実施が可能となりますので、議会の御理解を得た上で、実施できますよう準備に努めてまいりたいと考えております。

また、庁舎ロビーにおきます議会中継につきましては、総務課と調整をしながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 島原議員御質問の教育問題の中で、奈良あるいは神戸での殺人事件という非常に痛ましい、我々教育関係者としては本当に耐えがたい事件が相連続して起こりました。これは心の教育の問題であろうという御質問であったと思いますし、またこれに関連して校内暴力やあるいは登校拒否の状況等、あるいは保健室登校というふうなこともお触れになりましたので、そういった点につきまして、心の教育、特徴ある取り組みということについて、現状もしくは今後の考え方ということで御報告を申し上げたいというふうに思うわけでございます。

心の問題の中で、まず校内暴力とか非行化ということがございます。こういった現状につきまして、まず昨年8月11日現在の資料でございますけれども、本市の状況を申し上げますと、校内暴力につきましては11件、

教師に対する暴力事件が3件、恐喝が4件、施設破壊にかかわる事件が2件、こういった状況でございます。

平成9年の1学期の登校拒否等の実態では、小学校で5名、中学校では23名という実に残念な数字が出ておりますが、御承知のように全国的に非常に、新聞紙上でも報道されておりますように、9万4,000人といったような数字が出ておるわけでございまして、泉南市におきましてもこの状態を速やかに解消していくということは、最優先課題であるというふうに我々考えているところでございます。

小学校、中学校の生活指導に関しまして、具体的にはこういったことに関しましての協議会との協議、あるいはまた関係団体との連携、それから教育委員会としまして取り組んでおりますことにつきましては、適応指導教室やスクールカウンセラーの事業の展開ということがございます。

また、こうした非行化の問題というのは、学校だけでは解決できない本当に難しい要素がございます。こういったことから、家庭とか地域との連携も図りながら進めてまいりたいというところでございまして、特に問題行動を持つ子供につきましては、心にすさみが見られる、あるいは心の教育の重要性ということを非常に強く認識しておるところでございまして、そのためには相談活動の充実、あるいは本当の意味での学校の道徳教育の充実、あるいはこういったことに向けましての指導計画、あるいはその内容の見直しが必要であるというふうに私は感じるところでございます。

心の教育ということにつきましては、私は次のように考えるわけでございますが、こういったことも含めて学校現場に指導を今後していきたいというふうに考えております。心というのは、英語で言えばいろんな言葉がございます。ハートだとかスピリット、あるいはマインド等いろいろございます。心情、精神、感情、心性あるいは情緒、あるいは魂といたしますか、あるいはまた心理といったようなところまで考えていかなければならないわけでございまして、日本の道徳教育、あるいはまた情操教育の意味だけにとらわれた心の教育であってはならないというふうに私は思っているところでございまして、青少年の内面にかかわる働きとしての思いやりあるいは優しさといった心情を喚起するような学校教育の中身をとらえていく必要があるというふうに感じているところでございます。

なお、そういった意味では、学校が子供にとって本当に心の安らぎの場

所であるということが必要でありますし、先ほどお話のございました保健室登校の現実もございます。これは子供たちの1つの心の居場所だというふうに考えることもできます。必ずしもそれが非行とつながっているとは考えられません。ただ、学校としては、この辺のところは保健室と協議しながら、これが子供たちの豊かな心につながっていく1つの方策であれば幸いですというふうに思っているところでございます。

なお、御質問の中に生命の尊重、あるいはまた老人を大事にする、あるいはルールの問題等がございました。この部分では、1つは学校では福祉協力校というのを数校設けておりまして、その中で老人との接触や、あるいはボランティア体験活動、また中学校におきましては職業体験等、こういった種々の試みも実施しているところでございます。

最後になりますが、悪いことは悪い、許されないことは許されないことなんだということでの教育ということでは、先ほどの心の教育と同時に――我々は過去の教育においては、学校の校則といったようなことで決まり、いわゆる規定と申しますか、これを規制していくというような方向が多かったと思います。今後は、これはいわゆる人間としてのルールとしての方向として、教職員あるいは子供たちと一体となってこれを考えていくという方向で指導をしてみたい。

以上、大変雑駁なお答えになりましたけれども、答弁とさせていただきます。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、教育問題に関する2点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の教育施設、特に小・中学校、幼稚園の改修の件でございますが、毎議会議員の方から御指導をいただいております。学校施設につきましては、今後1億円を超えるような大規模改修事業というものは財政的にも大変難しゅうございますが、特に空調設備、また必須でありますトイレなどの改修、グラウンドの整備、これらを中心にいたしまして、必要のある部分を選定いたしまして毎年実施をしておるところでございますので、今後とも学校現場の検分を十分行いまして、必要のある部分から実施をしていきたいというふうに考えております。また、大規模改修につきましては、国費事業であります耐震の強化ということもございますので、十

分財政当局ともヒアリングを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の青少年の教育施設でございます青少年の森についての整備のことでございますが、これにつきましては、現在大阪府の国費補助事業、4年間でございますが、総額1億2,000万で整備を行っていただいております。平成11年に完了する予定でございますが、今年度につきましては、メインであります約100坪程度の大屋根教室、これの建設を実施していただいております。今後地元とも十分に打ち合わせをしながら整備についての立案をやって進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 関西国際空港問題についてお尋ねのうち、土取り、南ルートへの対応、そして空港関連事業の雇用問題についてお答えいたします。

まず、関空2期埋立工事に係る土砂採取でございますが、本市域からの土砂採取につきましては、排出土量のピーク時等に対応するため、近郊緑地保全区域等法規制による一定の制約の範囲内において供給することとなっております。このことから、本市の山間部におけるプロジェクトの事業計画とも整合を図り、跡地利用についても有効活用できますよう候補地の絞り込みや、土量、搬出方法等についてプロジェクトチームを設置し、検討いたしているところでございます。

次に、南ルートについてでございますが、均衡ある南近畿の発展と空港の安全性の確保のため、従前からその実現を目指しているところでございます。そのため、平成7年度より大阪府と共同調査を行っているところでございます。また、昨年12月には、大阪府大阪湾臨海整備計画におきまして調査検討を進めることが明記されたところでございます。今後とも、関西国際空港全体構想の中に明確に位置づけられますよう、引き続き関係機関に対しまして強く働きかけてまいりたいと存じます。

次に、雇用問題についてお答えいたします。

空港関連事業で泉南市民の雇用においてどのような影響があるのかという御趣旨のお尋ねかと存じます。平成7年3月に、関西国際空港株式会社

が空港内にある事業所及びりんくうタウン等の空港外に所在して空港の運営に業務上かかわっている企業の従業員にアンケート調査を行っておりますが、その調査によりますと、泉南市内からは580名の方がお勤めになられているという調査結果がございます。その後、このような調査はございませんが、エアロプラザなどが開業したこともありまして、さらに多くの方がお勤めになられているように思われるところでございます。

ちなみに、本市も含め地元2市1町が出資いたしております財団法人泉州都市環境創造センターでは、主として空港利用者の駐車場の管理を行っておりますが、その状況は、本年4月の人員で申し上げますと、派遣職員を除き25名でありまして、うち泉南市からは7名の方が就職されておられます。このように関西国際空港の開港は新たな雇用を創出し、安定的な雇用機会を提供する場として大きな期待が寄せられているところでございます。

本市におきましても、空港関連事業を含めました総合的な雇用対策の窓口を設置しているところでございまして、空港関連企業の求人情報についても適宜泉佐野職業安定所から入手し、住民相談に応じているところでございます。今後とも、雇用が促進されますよう的確な情報把握や迅速な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） それでは、私の方から、島原議員の質問の住宅問題と市民の里につきまして御答弁をさしていただきたいと思っております。

住宅問題、特に建てかえ計画のその後の状況につきまして御説明をいたします。

議員の御質問の内容にもありましたように、いわゆる住宅建てかえ再生マスタープランに基づく住宅建てかえ計画のプランニングの取り扱いに関しましては、これまでも鋭意入居者の代表の方々を初め入居者の方々にも、現況の住宅状況や住宅施策についての市の考え方等を御説明させていただいてまいっております。残念ながらまだ決着を見るには至っておらず、議員各位には何かと御心配をおかけしているところでございます。

その後の状況といたしましては、本年の3月議会で申し上げましたように、建てかえ再生マスタープランは一時保留し、入居者の方々へ建てかえの必要性の入り口論からの御協議を行うということで入居者の代表の方々

と協議を重ね、市の方からは、入り口論として本市における住宅問題の現況、市民のニーズにこたえるがための市営住宅のストック数の増加の必要性や、現況の住宅の実情とその対策等々を説明さしていただきました。

一方、それに伴いまして、入居者の方々からもその説明についての御質問もございました。その後、何点かの御要望事項も市の方にお示しをいただいておりますが、市といたしましては、これらの件につきましては、今後一定の整理、検討が必要であるというふうに考えております。今後とも、市の住宅施策の展開に十分御理解を得るように、さらなる協議並びに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、新たな住宅施策ということでございますけれども、現在市の方での一般住宅施策としては、先ほど申し上げましたように老朽した住宅の建てかえ促進、及びストックの確保ということが第一に取り組みなければならない施策であるというふうに考えておるところでございます。さらには、今後とも高齢化社会が年々進む中で、また若年世帯等の住宅政策につきましても、将来を見据えた中で調査研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

それともう1点、泉南市域内におきます他の公共団体における住宅の進捗状況でございますけれども、現在まで建てかえを行ってございました大阪府の府営の樽井住宅でございますけれども、大阪府への強い要望等を行った中で、本市住民専用の地元優先枠等を設けていただきまして、その中で募集を行っておるというのが実情でございます。また、中小路地区におきましては、農住組合を設立し誘導を行い、住宅の建てかえ建設が進められ、大阪府の住宅供給公社によります借り上げ住宅等も建設が進んでいるところでございます。

以上が住宅施策でございます。

次に、市民の里の関係でございますが、先ほど公室長の方から国際森林公園構想につきましては御答弁さしていただきましたので省略をさせていただきますが、市民の里の進捗状況、今の状況等につきまして御説明をさせていただきますと思います。

まず、市民の里の第1期事業として平成4年から平成7年度までに約4億円強を使いまして、多目的グラウンド、芝生広場、駐車場等の整備をいたしております。そして、現在暫定ではございますけれども、市民の方々



に利用していただいているというのが実情でございます。

今後の整備、改善等の計画でございますけれども、泉南市の行財政改革実施計画では、市民の里の整備事業については現在グラウンド等が整備されているため当面現状で供用するというふうになっておりますので、今後の着工時期については今のところ未定でございます。しかしながら、市民の里の整備につきましては、国定公園並びに関連事業の進捗状況を考慮し、国定公園と一体的に利用できるように財源の確保等に努力をし、整備手法、管理運営方法につきましても今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 与えられた時間、あと10分か20分だと思っておりますが、総括的に再度質問をさせていただきます。

まず、1点目の行財政改革の問題であります。この問題も平島市長時から本市の最大の行政課題であったわけでありましてけれども、いろんな見方、考え方があるでしょうけれども、市民の目から見てどのような改革をなされていくのか、ちょっと私自身もその具体的なニーズがわからないわけですし、御存じのように市長も来年の4月をもって一定の任期ということにもなるわけでありまして、恐らくまた再選を果たすために強い決意を持っておられるのではないかなというふうに思いますが、一応そういう任期の関係もありますし、向井新市長という立場から、この行財政改革のもっと抜本的な道筋を市民に明らかにするべきではないかなと。給与等のカットはされておるようでございますけれども、それ以外にもっともっと厳しい行革という視点から何をなさろうとしているのか。もっとハード面、ソフト面の両面から説得力のある改革の方向というものをお聞きしたいなというふうに思います。

この中の財政の問題でございますけれども、これも一定、例えば公社、協会の問題もありますけれども、今山梨県の富士吉田市なんかは非常に公社問題が紛糾してきて、借り入れ、あるいは土地を買うのに高く買うとか安く売ったとか、そういうふうないろんな問題もあるようですが、こういうことも含めて、財政対策について考え方を示してほしいなと思います。

それから、公害問題ですけれども、今部長さんは、本市の場合は 3ナ

ノグラムとかいうような感じで御答弁をいただいたわけではありますが、現在厚生省か環境庁がよくわかりませんが、本市等についてごみ焼却場等の排出基準というのは、厚生省基準なのか環境庁基準なのか、そこらあたりを具体的に御答弁いただきたいのと、今度新規の環境基準の改正がありますか。その場合は、現在の1立方メートル当たり5ノグラムを10ノグラムというふうに、既設の場合は若干の猶予があるようでありまして、そこらあたりをお答え願いたい。

本市の場合は、例えば人口どれぐらい、10万とか20万とか——現在の炉そのものも大分老朽化していると思うんですけれども、24時間ずっと稼働する場合は、割かし総量排出の公害源というのは少ないわけでありまして、温度差によって、高くしたりあるいは低くしたり、こういうことによって公害の今言う排出が多くなる、そういう指摘もありますが、そこらあたりは一体どうなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、教育問題ですが、大変御見識の高い教育長の御答弁をいただいたわけではありますが、問題は、今日起きている全国的な問題として、先ほど申し上げましたような神戸の事件とか、さまざまな現象があるわけではありますが、大人社会の中における今日の複雑な中で、子供たちがどうさまざまな環境の中でみずからを律していくかということ、やっぱり教育現場の中で教え育てるということも大事ではないかというふうに思うわけです。問題行動はたくさんあると思いますけれども、特に保健室登校なんかは、これは必ずしも非行に結びつくものではないと単純明快におっしゃったわけではありますが、問題は、実際体が悪くて、あるいは病気になってというものならまた別ですけれども、最初から保健室登校というのはあかんということではなくて、その実態をその学校その学校でチェックしていくということも大事ではないかなというふうに思います。

問題は、従来から小・中学校を通じてよい子、そしてできる子、立派な子と、こういう優等生ばかりが優先をされて、それぞれ生徒個人の持つ個性が現実として生かされていないのではないかなというふうな思いもするわけではありますが、本市の場合は、そういうことも含めてどのような対応をしているのか、お答えをいただきたい。

それから、関空の問題は、私も委員の一人でございますから、余り細か

いことをごたごたと言う必要もないと思いますけれども、いずれにしても、土取り問題も、私自身としては、やっぱりできれば泉南市から、環境破壊という問題もありますけれども、共存共栄できるような形のものが必要ではないかということからお願いをしておりますし、そろそろもう一定の、どこから取るというぐらいな事柄については、大阪府を中心にやっぱりきちっとするべきではないかなというふうに思います。

これは当初、この地図の内容は、堀河ダム周辺、それから楠畑周辺の平成3年の10月の10日の資料なんですけれども、これが第1期工事のときに本市の場合もボーリング調査なりを若干したのではないかと。こういう箇所ではなくて、いろいろなまた模索をされたと思うんですけれども、どこか候補地は、この平成3年の10月に示された泉南市の土取り現場を調査した資料があるんですが、それ以外に具体的にどのような調査がなされているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、南ルートの問題についても、紀淡海峡の問題もありますけれども、私はやっぱり南ルートも必要だというふうに思いますし、今でもその熱い思いをしているわけでありますが、これらもやっぱり第2期の工事業と同時に、ある程度一定の調査費等は国の方につけてもらうような運動を展開しないと、結局はもう南ルートというのは、まあまあ今世紀はもうしれてますけれども、来世紀に当たっても希望が持てないのではないかという心配をする一人であります。そこらあたりをちょっとお伺いしたい。

それから、住宅問題であります、これはまた後の方々の御質問もありましょうし、大物が質問をすると、そういうこともありますから、私は簡潔に聞いておきますが、問題は、今事業部長が御答弁いただいたように、確かに広報の中では樽井の新しく建った府営住宅は、市内優先の住宅がありました。募集要項を見ますと、低家賃というんですか、家族が少ない部分の樽井の新規の住宅は1件、それからあと、家賃が4万か5万かかかっているみたいですが、大家族というんですか、五、六人の家族が2件と、計3件の泉南市の地元優先の住宅ではなかったかなというふうに思うわけです。そのことも、1件でも2件でもいいことはいいわけでありますが、もっと具体的に本市の場合の住宅政策を持たなきゃならんのではないかなと。私もいろいろ住宅の申し込み等で御相談をいただいているわけでありまして、そこらあたりの将来展望を明確にさせていただき

たい。

それから、マスタープランの問題でありますけれども、現在の入居者と――過去の経過はちょっと私もわかっておりますけれども、マスタープランの一定の期間、入居者とそれから行政とがどういう話をしているのか、ちょっと僕にもわからんですけれども、これの話し合いが例えば決裂したと、話し合いにならんというふうなこともあるのではないかなというふうにするわけですが、そういう場合――うまく円満に解決をして、予定どおり、計画どおり実行すればいいわけですが、まあまあ人間同士のことですからいろんな感情もありますから、円満にいかないという場合は、このマスタープランの将来展望は一体どうなるのかということについて、もう一つ御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、国定公園の問題ですけれども、今聞きますと、4億円程度何か市民の里の方に投資をしている。現在聞きますと、余り有効に使われていないのではないかなというふうな気がするわけですが、現状は一体どうなのか。あるいはまた、今後の市民の里に対する事業計画について、もっともっとこれらについても一定の投資をして、せつかくそれだけの投資をしてるわけですから、もっともっと市民から見て、あるいは国際的に見て、その場でお互いが交流のできるような施設に改善をするべきではないかなというふうな気がするわけですが、そこらあたりについてもう一つ御答弁をいただきたい。

一番最後の議場のモニターテレビ等の設営でありますけれども、演壇でも申しあげましたように、私ども文教消防常任委員会、小山委員長を中心に、副議長も行かれたわけですが、えらい失礼な言い方ですが、村役場の村議会においてもそのような感覚で市民に議場の状況なり、あるいは議論の状況というものが知られておる。そういうことでございますから、これは議会にも関係があるわけですが、どうぞ前向きな姿勢で、ケーブルテレビが導入されるまでの間、何かいい方法がないかというふうにも考えます。

以上、時間も余りありませんから、御答弁をいただきたい。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革に伴います、もう少し明確に打ち出してはどうかということでございますけれども、平成8年8月に行財政改革大綱

中間取りまとめをいたしまして、議会のその当時ございました特別委員会にも御検討をお願いし、また御説明もさしていただいたところでございます。

今回の大綱につきましては、一応明確に期間を平成9年度から11年度の3カ年ということにいたしております。その中でまず最大の課題は、本市の特徴でございます経常収支比率が100を超えておるという状況のもとで、まずこれを10ポイント下げたいという目標を定めております。現在、平成8年度決算をこの後御審議いただくわけでございますが、着実に低下をしております、8年度は約100ポイントまで下げたということでございます。さらに努力をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、一方では行財政改革を行いますけれども、片方で市民サービスを可能な限り低下させることのないように、また向上を図るようなこともあわせて考えていく必要があるということを出しております。先ほども若干披露がありましたけれども、いろんな無料化でありますとか、逆にそういうこともやっております。これらについては、1課1提案、庁内からは募集をいたしましたし、また市民からは広報で市民提案というのもいただきまして、その中で取りまとめをしたものでございます。現在は、平成9年度において毎月1回必ずこの行革本部会議を行います、その進捗状況のチェックをしているところでございますので、着実に進行しているというふうに考えております。

なお、多くの課題も抱えておりますので、今後ともこれらの遂行についてはできるだけわかりやすい内容でもって、また市民の皆様方にも御理解を賜るようにしてまいりたいと存じております。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問に御答弁申し上げます。

まず、泉南清掃事務組合の施設につきまして、維持管理基準につきましては、大気汚染防止法に基づく基準で現在稼働いたしております。また、先ほど御答弁申し上げましたが、本年12月に改正されます廃棄物処理法に基づく数値につきましては、新設炉につきましては大変厳しい数値になるわけでございますが、泉南清掃事務組合、いわゆる既存炉につきまして

は、5ナノグラム以下でいいと聞き及んでおります。現在、清掃事務組合では3ナノグラムになってございますので、基準値以内で稼働できると、このように報告を受けてございます。

また、ごみ焼却炉の施設でございますが、現在95トンが2基で運転をやっておるわけでございますが、ごみ量といたしましては1日約130トン进行处理いたしております。稼働率といたしましても適正な量ではなからうかと考えておるところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

議長（林 治君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 心のケアということで3点の御指摘がございました。

1つは、子供は社会という人を含めた環境の中で育つんだということでの考え方、それから保健室登校ということの実態での調査をした上での適切な指導、それから3番目は、個々の子供の実態を十分把握した上での指導という3点であったかと思えます。十分配慮してまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解賜りたいと思えます。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 1点、土取りの件でございますけども、本市につきましては、近郊緑地等かなり山間部に法規制がかかっておりますので、その範囲内でということでございますので、ある程度候補地についても絞られていくわけでございます。今後、公共性とか市の総合計画での位置づけの話とか、どうしてもそこでなかったらだめという立地必然性、こういう3項目についてある程度クリアしなければならない問題とか、搬出土量の問題、それからルートの問題等々ございます。そういうことを考慮しながら、適地の選定の検討を行っているというのが実情でございます。

南ルートでございますけども、7年、8年度は現況の交通体系の問題点とか計画、構想等の把握を行いまして、その中での南ルートの必要性の検証を行ってまいりました。10年度におきましては、大阪府も、国への国家予算要望におきまして調査検討を進めるよう重点要望事項とされているところでございます。今後、必要性につきましても、泉南市だけではなく、大阪府あるいは関西の声を押し上げ、国にも理解してもらうことが必要であると考えているところでございます。もうしばらくその必要性について検討してまいりたいと思えます。どうかよろしく御理解のほどお願いしま

す。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員さんの再度の御質問でございますが、まず住宅問題でございますけれども、入居者の方々との話し合いについては現在も話し合いは行っておりますけれども、入居者は過去の経過から払い下げということでございますが、我々としては、建てかえについての説明をさせていただいて、その中でいろんな御意見をいただいております。その意見について現在整理中ということでございまして、我々としては、それを整理した中で入居者と早い時期に解決できるように今後とも努力をして、建てかえを推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、市民の里でございますけれども、利用関係もどうかという御質問もあったように思いますが、平成5年の6月から平成8年の12月までのトータルで658回ほど利用されております。現在も、グラウンドを中心に野球等を中心に土曜・日曜日はほぼ満杯状態で利用されているというのが実情でございます。ただ、現実には、市民の里へ入る道路については林道高倉線しかないということで、アクセスが若干弱いわけでございますけれども、今後その周辺で当然基幹農道等の計画もございまして、そうなりますとアクセスも非常によくなるということでございますから、先ほど御答弁いたしましたように、今後の残事業につきましても、その辺も踏まえた中で、また国定公園の整備等も踏まえた中で当然並行して事業計画を立てていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

先ほど携帯のベルが鳴ったりしておりますが、機器類の持ち込みは厳に慎んでいただきたいというふうに思います。そのことを申し渡しておきます。

1時30分まで休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時32分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1 番（井原正太郎君） 午前中、議会を代表される 2 人の方がやられたんで、ちょっと浮き足立ってますけども、しっかり頑張りたいと思います。公明の井原でございます。よろしく願いいたします。

長かった夏も終わり、涼しい秋のよい季節を迎えました。今、このように私どもはおおむね安穩で穏やかな生活を送らせていただいております。新聞報道によりますと、本年も平均寿命が延び、長寿国日本をことほぐ話題があちらこちらで聞かれます。100歳以上の方々も1万人に手の届くところまでまいております。

また、目を世界に転じたときに、この9月に、先ほど島原議員も触れられておりましたけども、元イギリス皇太子妃が交通事故で急死されました。悲しい事件の報道が世界を駆けめぐったわけではありますが、私は、この事件を契機に、改めて人権、プライバシー、そして肖像権等の保護のあり方が問われておるといふふうに考えます。私どもは、私人、公人を含め、人権についてももっともっと、これを守るといふことはどういうことかといふことを考えなければならない、このようにも思うわけであります。このように表現の自由をいいことに、何もかも本人の了解なしに一個人が誤った報道にさらされ、あるいは写真に掲載され、そしてまたお金もうけの具にされているというゆがんだ社会にもさらされておるように思います。

それから、話は変わりますが、日米安保についても、私どもはガイドラインについて、日本の防衛のあり方、その範囲、憲法9条とあわせて日本自体が新しい選択の局面に立たされまして、防衛のあり方、また集団自衛権についての判断までも問われております。そして、北朝鮮における日本人妻の一時帰国問題とともに、食糧援助のありよう、さらに過去の問題等々、東アジアは東西冷戦後急に緊張の度を増しているわけでもあります。このように幾つかの例を挙げさせていただきましたが、周知のとおり、やはり世界は激動を続けております。

翻って目を身近に転じたときに、つい先ごろまで、ゴールドプランに端を発し、高齢化対策という響きのいい言葉とその事業の裏で、老人や障害者を食い物にしていた天下り高級官僚の行為が忘れられようとしておりますが、これは決して解決を見たものではありません。ただいまの安田病院、そして大阪府環境保健部の医療行政をめぐる汚職事件に見られるように、何と病院あるいは医師、役所という従来日本人の私どもが余り疑いを持た



なかったこういうところに、安心して命を預けておったところに汚れたメスで食べ物にされていた。そして、市民の血税が吸い取られておった。何と悲しい社会でありましょうか。何と嘆かわしい社会と思わずにはおられません。そして、このゆがんだ社会を断じてほうっておいてはならないと思うわけであります。

医療費が高騰し、私どもの保険行政も大変な額に上り、なおかつ別途市の財政からフォローアップしなければならない状況であります。先日、生活保護を申請された方に対して我が福祉の担当の方が、もちろん公立病院へ行って診断をしていただくように言ったところ、結果的に軽易な作業は十分できますというふうな返事であったそうであります。何とその方は、市内の有名な病院に長年かかっておりまして、とても仕事はできません、入院、加療が必要であると言いつけられておりました。一概に言えないまでも、このような矛盾が見られるわけであり、ますます市民の負担を大きくしているわけであります。

さらに、私ども議員にあっても、先般大阪地裁で結審を見た関西国際空港2期工事反対の白紙撤回に絡む贈収賄事件で、同僚議員2人が逮捕され、辞職をするという不祥事件が惹起しました。いずれの角度から見ても、今の時代、議員、行政の私どもが率先垂範の行動で新しい信頼の回復と確保で安心して行政を任していただける政治をしていかなければならない、このように考えるものであります。

前置きが非常に長くなりましたけれども、私は、このような環境下において、主役は市民である、そして庶民こそ主人公であるという観点から質問を若干させていただきます。

まず、第1点は、市の財政問題に関してであります。

さきの定例会でも示されましたように、市の財政は相変わらず借金財政であり、約300億円と言われる負債にあえいでいます。そして、年々償還額もふえるという大変窮屈な財政状況は今もって変わっておりません。ここで、そのための財政改革の進捗とその方策を改めて示されたい。

第2点目は、農業公園についてであります。

この事業も泉南市にとって大きな施策であり、事業であります。現在の進捗状況、今までの投資金額と完成の姿を再度明らかにしていただきたい。

3点目は、住宅問題であります。

来年4月より公営住宅法が改正されますけれども、我が市では、それに先んじて家賃の改定が発表されております。そして、市営住宅は懸案の払い下げ問題、あわせてマスタープランが出されております。前回の議会でも再び入り口からやり直したいというふうなことでありましたが、今後の方向づけを改めて明らかにされたい、このように思います。

4点目は、墓地問題であります。

この問題は、我が市においても墓地公園計画がある中で、信達地区に民間の大きな墓地建設が認可されました。市の窓口はどういう対応をされたのか。そして、今の時点で反省することはないのかどうか。

そして、話は変わりますが、この7月1日にオープンいたしました総合福祉センターの運営が軌道に乗りつつありますが、市民から非常に期待をされ、楽しみとされておるこの総合福祉センターの今後の工夫と改善策があれば示されたいと思います。

最後に、今問題となっておるダイオキシンの問題は、午前中の質疑の中でも御答弁いただいておりますが、今後市としてどのような対応をしていくのか、もう一度明確にさせていただきたい。午前中の答弁以外のことがありましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、大綱5点にわたっての質問であります。簡潔に御答弁を願ひしたいと思ひます。そして、時間の許す範囲で自席から補助質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革の進捗状況のうち、総括的なことで御答弁を申し上げます。

平成9年2月、ことし2月に実施計画を策定いたしまして、63項目について見直し、検討を行うということにいたしております。そのうち、既に今年度から女性の総合相談や各種検診の無料化、あるいは市民課窓口の整備、商工課の新設など、63件のうち約5割近くを実施もしくは方向づけをいたしているところでございます。計画しております他の項目につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、月に1回本部会議を開催いたしまして、その進捗を図っているところでございます。

行財政改革推進本部に設置しております各部会での検討結果と整合する中長期的な財政収支計画とあわせ、自主財源の確保についても体制の強化を図り、その確保に努め、特に経常収支比率の改善に今後とも努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） それでは、井原議員の御質問のうち、私の方から農業公園の関係と住宅について御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、農業公園の進捗状況とこれまでの投資金額等でございますけれども、仮称泉南市農業公園整備事業につきましては、本市市街化区域の花卉栽培農家から生産環境のよい場所での新たな花卉団地形成を求める強い要望と、地元関係者より地区の活性化を図るため公園的要素をあわせ持った積極的な整備計画の要望を受け、本市農業の振興と市民のレクリエーションの場を提供すべく、事業を進めているものでございます。

本年度の事業といたしましては、調整池の完成と基盤造成工事に一部着手し、公園内の用地買収につきましては、本年度末をもちましておおむね完了する予定であります。

また、本年度までの投資金額は、工事費といたしまして2億5,100万円、用地買収費といたしまして10億1,600万円、合計投資金額は12億6,700万円でございます。

なお、現時点では事業計画、当初どおり中間見直しは考えておりませんが、今後も事業費の節減対策といたしまして、公園施設整備等の実施設計に当たり建設コスト縮減等の検討を行うとともに、本公園の管理運営方法につきましても、経費の軽減が図れる管理運営システムの導入について研究してまいりたいと考えております。

次に、住宅の関係でございますが、払い下げ案とマスタープランの現況についてでございますが、市営住宅建てかえ計画、いわゆる住宅建てかえ再生マスタープランにかかわる現況といたしましては、さきの御質問にも御答弁させていただきましたとおり、市といたしましては、払い下げは行わず、建てかえを推進するという方向を出ささせていただきましたが、入居者の方々からはいろんな御意見が出され、幾度となくお話し合いを行ってまいりました。そして、マスタープランを一時保留し、建てかえ計画の入り口論から再度入居者の方々と協議を持ち、市の立場の御理解を賜るべく

鋭意努力してまいりました。しかしながら、議員御案内のとおり、まだ決着を見るには至っておらず、お互いの協議を続行している状況でありまして、今後もなお一層の御理解を賜るべく努力してまいりたいと考えております。

また、家賃の問題でございますけれども、これまで種々議会でも御論議いただいた中、さきの6月議会に方向づけとしてお示しさせていただきましたように、この9月分から新家賃をいただくことになりました。この新家賃実施に当たりましては、家賃改定のチラシの配布と同時に、初めての家賃改定でありますので、入居者の方々により理解を得るために各地区単位で説明会も実施させていただいております。なお、平成10年4月からは新公営住宅法によります家賃体系に移行いたします。

以上が農業公園と住宅についての答弁でございます。よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の御質問のうち、墓地問題について私の方から御答弁申し上げます。

井原議員御指摘のとおり、信達市場で計画されております宗教法人営の墓地につきましては、墓地埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けることとなっております。この件につきましては、6月27日に大阪府が申請書を受け付けしまして、書類審査を行ってきたところでございます。

今回の申請につきましては、関係法令は、墓地埋葬等に関する法律により処理されますので、事前協議の制度がなく、本市に申請書副本が提出された際には、周辺地区長の同意を既に得ているとのことでした。その後、近隣住民から市の方に墓地建設反対の嘆願書、また意見書が提出されたところでございます。

本市としましても、申請地周辺は大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例第7条に規定されている住宅、病院、事務所等が多数立地しており、市のまちづくりの観点から見ても適地ではないとの意見書を大阪府に提出いたしました。その後も市長が大阪府を訪れ、6月27日には環境保健部長に、また7月30日には松廣屋副知事に慎重に対応されるよう強く要請をいたしました。結果といたしましては、8月18日に大阪府が許可をし

まして、22日に許可書を申請者に渡してございます。墓地の経営許可の現行制度の改善につきましては、これまで要請を行ってまいりましたが、引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ダイオキシン対策についてでございますが、朝からの答弁でもありましたように、泉南清掃事務組合のような大規模な焼却炉の規制につきましては、厚生省並びに環境庁の方で規制の強化に努めておるところでございますが、市内におきましての簡易焼却炉、いわゆる自家処理によるダイオキシンに対する問題でございますが、大阪府としましても、12月に予定をしている大気汚染防止法や廃棄物処理法の改正にあわせて、ダイオキシンに対する指導方針の素案づくりに着手していると聞き及んでいるところでございます。

本市といたしましても、自家処理による焼却行為件数等の実態把握は現在いたしておりませんが、今後府条例により大阪府と連携を密にし、指導強化を行っていきたく考えているところでございます。特に、塩ビ系の廃材につきましては、製造業責任における回収等、国及び業界に対して関係機関と調整の上強く要望を行っていきたく考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（南 良徳君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 井原議員御質問の総合福祉センターについてお答えいたします。

総合福祉センターが本年7月1日に開館してから8月末までの本センターの利用状況は、7月に5,829名、8月に6,055名と2カ月間で、延べではございますが、1万1,800名を超える利用がございました。

また、当センターの使用証発行数につきましては、8月末日現在で1,926名で、その内訳としまして、60歳以上の高齢者が1,680名、そして障害者の方が102名、そのうち身体障害者の方につきましては90名、知的障害者の方につきましては8名、精神障害の方につきましては4名と、これが内訳ですけれども、102名。そして、母子福祉家庭の方につきましては23名、その他——これはヘルストロンの利用者とかあるいは介護者の方々でございますが、121名の方に発行いたしております。

利用者の増加に伴い、一部で待ち時間ができるようなこともありまして、お互い譲り合って御利用していただくよう御理解をお願いしたり、あるいはふるの脱衣室に貴重品ロッカーやヘルストロン用にソファを用意するなど、必要な対応を行っているところでございます。

さらに、予定事業の着実な実施を初め、全体の運営につきましても、可能な限り利用者のニーズに沿って今後も充実、改善を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（南 良徳君） 答弁漏れありませんか。——井原君。

1 番（井原正太郎君） どうもありがとうございました。

まず最初に、財政問題で一応市長からも答弁いただいたんですけども、今回のこの財政問題というんか、これは財政そのものの定量的なものもそうなんですけども、一つ間違えると非常に市民に対して不公正な、そういうふうな印象を残してしまう。あるいはまた、差別というふうなものを残してしまうというふうなことから、慎重にやっていかないかなというふうに僕は思うんですけども、その中で特に顕著な例として、本市における収税率、これがやっぱり引っかかってくると思うんですよね。納税課の担当課長を初め、大変努力されておるといふふうに聞いておりますし、私もそのように認識しております。

ただ、行革もやるで、またいろんな面で収税率を上げて頑張るということも1つはようわかっておるねんけども、頑張っておんねんけども、大阪府下で一番収税率悪いの泉南やでと言われたら、非常に不愉快なもんを感じますし、また非常に不公正というものを感ずるわけなんですよね。そういうような意味から、現在の——前回は収税については臨戸徴収等で非常に御苦労されておるといふふうな報告を受けたんですけども、頑張ってるからそれでええやんかというふうなものは許されないと。じゃ、どうするんやという次のステップが非常に大事になってくるなと常々考えておるんですけども、その辺はいかなもんでしょうか。御答弁をお願いしたいと思います。

副議長（南 良徳君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 財政状況のうち、収税率の実態ということでの御質問かと思っておりますので、お答え申し上げます。

収税率の現状で申しますと、徴収率は平成7年度で8 5 2 %、平成8

年度で82.5%で、対前年に比べますと2.7%の減収となっております。従前から、議員御指摘のとおり、市税の徴収率が悪いという御指摘を受けております。我々といたしましても、平成7年に市税収納推進検討委員会が設置されるとともに、口座振替の勧奨、広報によるPR、特に臨戸徴収の強化、それによる納税者の実態把握をするということで、より適切な納税相談に努めているところでございます。

その結果といたしまして、金融機関の振替口座者数が1,000名の増を見まして、また郵便局におきましても250名の新規加入がございました。臨戸徴収では、過去7回の集計で収納額が4億5,000万円となっております。そして、特に公平の面から申しまして、誠意が見られないと判断した30件の高額滞納者については、法的手続を現在進めているところでございます。

今後の方策といたしましては、低迷している景気の中で、自主財源の確保、税の公平性を図るため、税に対する認識、関心を高めていただくために、広報、自主納税としての振替口座の勧奨、また臨戸による納税相談、実態把握に努め、より積極的に徴収率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 答弁いただきましたけども、確かに頑張っておるのはよくわかるんですけども、現実に決算の方でもたしか4,000万ぐらいの不良欠損が出ておったかなというふうに思うんですけども、中には本当に生活に困った、あるいは事業に失敗された、あるいは一家の柱である御主人が病気になった等々で個々に具体的には非常にいろんなケースがあると思いますので、慎重にせないかん反面、今言いましたように悪質なやつというたらなんですけども、法的措置をとっておるというふうなことで、やはりより一層頑張ってください、収税に応じて市民に対しては非常に公正にやっとなるよというふうなところで頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、関連するんですが、ちょっと嫌なんですけども、市営住宅、この前も非常に問題になったと思うんですけども、滞納者が非常に多いということで残念に思っておるわけなんです。かねがねそのあり方というのは我々も認識するところなんですけども、月1,000何がしというふうな

低廉な家賃が——これは、安いのは非常にいいんですけども、この資料をいただいたんですけども、たしか相当な額に上ってますよね、これ。今まで61万5,000円に上る滞納者があるというふうなことで、これも深く立ち入ると非常にいろんな都合があるかというふうにも考えるんですけども、これも僕がいつも常に心配しておりますように、社会的な不公正を招きかねませんよと。

したがって、これは徴収していただく担当者もおると思いますし、非常に御苦労されておるというふうなことも僕は理解しておるつもりなんですけども、この3年間、この実態がいわゆる定量的に減ってないというふうなものには、きっと理由もあるんやろというふうに思います。この辺、もしその理由なりしたもんあれば、ちょっと明らかにしていただいたらうれしいなと思います。ひとつ担当の部課によって御答弁をお願いしたいと思うんですが。

副議長（南 良徳君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 井原議員御質問の中で、滞納額が非常に多いというところで、決算委員会等でも御指摘を受けているわけでございます。我々としても、今の家賃の集金、その辺も囑託の方でお願いしている部分もございまして。我々としては、今回の改正によりまして、銀行振り込みなり銀行引き落としという形をとらしていただいて、100%完納するように今後努力したいというふうに考えております。

それと、滞納分についても、現年については、最近是我々としても努力して徐々に減ってきておりますので、その辺今後ふやさないということと、繰り越し、過去の分につきましても、一定の整理をした中ですっきりした形で当然家賃の改正等も進めていく必要があるということで、我々としては今後ともその解消には努力したいというふうに考えております。

以上です。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 非常に廉価な、30年40年にわたるその家賃が据え置かれたということは喜ばしいことなんですけども、その陰でやっぱりそういう不公正なり、やましいこととは言わんまでも、謙虚になっていかんと、その恩恵をこうむらない方々から要らぬ意見なり、あるいは苦情というのが出かねませんので、そこら辺もより一層、より公正な市の行政の



運営という意味からも努力をしてもらいたいと思います。

それから、もう1点、ちょっと気になるデータを出してもらったんですけども、私どものこの泉南市において、生活保護に頼らざるを得ない世帯が依然として大きな推移を示しておるなというふうにデータで出ております。生活する上で身近で切実な苦悩にあえいでおられる方に対しては、本当に市の行政の方でもしっかりフォローをせないかんのやろというふうに思います。具体的には、被世帯数で408世帯ですか。何とこの方々にフォローするに当たっての金額は、大体11億3,000万円でしたかね、それぐらいに上るといふふうにデータで出ておりますけども、年間大変な額に上っております。これもやはり天から降ってくるものではありませんし、我々国民、市民のいわゆるフォローがあってできておるわけなんですけども、最低限の生活は憲法でも保障されておりますし、これを切れ切れと言うんじゃなしに、正確に、そして公平な運用をしていかんと、支えとる人は非常に疲れますよというふうなことが言えると思うんですけども、この辺に対して担当部課の見解もお伺いしておきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（南 良徳君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 泉南市内の生活保護世帯の状況でございますけれども、今議員御指摘のように、平成8年度で408世帯という世帯が生活保護にかかっておられます。この生活保護の趣旨といいますのは、当然我々国民が最低生活を行うという上で憲法でも保障された、そういった経費でございます。この生活保護の世帯の認定につきましては、当然ケースワーカーの方が申請のときに面接なりをして、その認定あるいは不認定を下すといった事務を行っているわけです。それとともに、生活保護の事務につきましては、当然自立といったこともございますので、そういったところで二面持ってるわけですが、そういうふうにこの世帯の方々につきましては、今後も自立を促進していただくということと同時に、最低生活を保障すると。こういう形でこの生活保護行政につきましては行っていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ありがとうございます。

ただいま部長からも御答弁いただいたんですけども、僕何も批判してあるんじゃないしに、非常に頑張ってるなという数字もこのデータにはよく出ております。その端的な例が、平成7年度から平成8年度にかけて、いわゆる扶助費の総額において1億1,000万も減っておるなというふうなことです。これも慎重に判断せんと、ただ減ったからええというもんじゃないでしょうけども、窓口の方としては非常に正確を期されておるなというふうに思うんですよ。

僕も立場上いろんな相談を受けるんですけども、先般も、非常に健康で働けるのにこういうふうな相談に来られた例がありました。本当にこの裏には、市民の皆さん、また国民の皆さんのそういうフォローアップ、税金があって成り立っておるわけですから、こんな事態はだれも願うもんじゃないですけども、非常に苦労されてる方にはより謙虚になってもらって、そして我々健康な者が、また働ける者がそれをバックアップしていかないかんというふうなそういうシステムを尊重していかないかんなど。私は、その意味でも、その根底に公正なもんがなかったら非常に疲れますなというふうなことを常々感じております。前年比1億1,000万もその費用が減ったというのは、評価に値するというふうに思うんです。また、角度を変えて言うと、そんだけ泉南市に住まわれている方が健康になったよと。あるいは経済的にも非常に立ち直られたよというふうなうれしい数字でもあるなというふうに考えております。

したがって、非常に御苦労がありまして、市民の中には無理難題言っただけの方も中にはあると思うんですけども、より一層公正なそういう判断をお願いして、御苦労をお願いしたいなというふうに思います。それはその辺でとめておきたいんですけども、僕平素いつも感じておるんですけども、やっぱり公平という一端からこの辺に触れざるを得んなというふうに常々思っております。

時間の都合で次に進めさしてもらいますんですけども、農業公園、非常に大きな規模でありまして、そして大きな進展を見とるなど。先般の答弁でも、大体50%ぐらいは一応来ておりますよというふうな答弁いただきました。僕、心配するのは、先般農業委員会の方で研修さしてもらった滋賀県のブルーメの丘の研修に行ってきたんでありますけども、第三セクターというものを非常によく利用されて、市の財政に要らぬ負担、いわゆる過度な負担

がかからんように常に考えておるのが特徴やなというふうに考えて帰ってきました。

これは、特に農業公園は大きな営利事業を目的とするものでないだけに難しい面もあると思うんですけども、総工費24億でしたかね、そんな金をつぎ込んで府ともどもやる事業ですけども、でも慎重にやってもらわんと、大きなまた負担を残すんじゃないかなというふうなことの懸念をするわけなんです。

さっき部長の方から、中間見直し考えてないという話ありました。ただ、建設コストに関しては極力下げていくように、そういうふうな話があったんですけども、僕はうんと謙虚になってもらって——今泉南市の田畑見てもらったらわかるように、花卉団地とはいえ、いわゆる草が生えて、そして農作物、米がつくられないような状況が年々ふえてきておる、これは事実であります。そんな中で農業を守っていかないかん、そして近代的にしていけないかん、それで生活できるようにしていけないかん。市としてもそのような補助をしていかないかんということをはっきりしておるんですけども、そこら辺もう一回、市の財政に大きな影響を与えないような工夫をさらにしてほしいなと思うわけなんですけども、部長、その辺、もう一步具体的に踏み込んだ答弁いただけませんか。

副議長（南 良徳君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 井原議員の再度の御質問でございますけれども、先ほども御答弁さしていただきましたように、建設費につきましては、当然当初から24億ということで進んでおりますけれども、先ほど御答弁しましたように、工事に当たっては、設計について精査をしていくというふうに我々考えておりますし、またそのような形で進めたいと思います。それと、大阪府等へも協力を得た中で、建設コスト、事業費の増加を防ぐという意味から、我々としては、当初市が負担しなきゃならなかった進入路についても、国の方の採択を受けて向こうの事業でという形にもなっておりますし、それも市の負担がかなり安くなっているというのも事実でございますから、今後ともそういう方向は十分研究していくというふうに考えております。

それと、あとはできた後の運営ということでございますけれども、井原議員も見学をされたというふうに聞いております。我々としても、まだあ

と五、六年事業の期間がかかりますから、それまでに当然先進地等の研究等はやってまいりつもりでございますし、できることなら独立採算という形で我々としては運営できる方法について模索をしたいというように考えておりますから、今後ともそういう面についても事業の進捗とあわせて明らかにしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） どうもありがとうございました。

何分、大きく財政が厳しい中ですので、負担にならんように、そして全面的な事業というふうな面では、営利目的でないという意味から難しい面があるかと思えますけども、常にランニングコストが余りかかり過ぎないような方向をお願いしたいと思います。

それから、午前中も先輩議員から質疑がされましたんで、余り重なってもいかなと思いながら取り上げるわけなんですけども、長年問題になってまいりました住宅問題であります。これはもう今まで何度か話し合われて、一体どないするんよと言うたら、市はやっぱり払い下げしませんと。そして、マスタープランというものを横に置かれて、今後建てかえですというふうなことが寂しく伝わってくるわけなんです。何で寂しくというふうな話をするかといいますと、この住宅問題というのは、私は3つの観点から見ております。

そのうちの代表的な僕の考え方なんですけども、大きくは、うちの公明幹事長なんかに常々アドバイスいただくんですけども、泉南市民にはやっぱり廉価で、そしていい市営住宅が必要やんかと。今の現況を見たら、やっぱり要るやんかというのがいわゆる一般的な見解だと思います。そして、今払い下げ問題についてとやかく言いますと、いわゆるその恩恵をこうむらなかつた方から、おまえらごつつう虫のええ話ししとるやんけと、市の財産やんけと、そういうふうなものをそんな運営の仕方であえんかというふうなおしかりをよく受けるんですけども、しかし過去の過程からすると、いわゆる大阪府の認可がおりなんだと。払い下げすると約束したんやけども、できなんだと。そういう許可がおりなかつたというふうなことから、3団地あるいは4団地が取り残されたという非常にいびつな状態があります。市営住宅に入っておられた方からしたら、この3団地だけ何で

や。理由はもういっぱい述べられてきました。

そんな中で、払い下げできないという理由は、実をいうといろいろ教えてもらっておる中で、国にそんな申請してなかったんやろというふうなことがちょっと明らかになってきたというふうなことで、これはちょっと問題やんけというふうに思うわけなんですけども、その点だけ、助役でよろしいんですか、それとも部長でよろしいんですか、ひとつよろしくお願いしたいんですが。

副議長（南 良徳君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 井原議員の住宅の3団地が払い下げできなかった件は国の方へ申請をしてなかったんじゃないかという御質問ですけども、その経過を一定答弁いたしたいと思います。

当時、払い下げを計画したのは浅羽市長の時代でありまして、昭和48年に、当然48年度の当初予算には13団地が歳入予算として組み込まれております。当然、組み込むということは、13団地を払い下げしたいという、こういう意味での予算化じゃないかと私どもも思っておるところでございます。そして、そういう一定予算化した後に、当時、今でもそうですけども、払い下げを実施するについては、所在する都道府県、私どもでしたら大阪府ですけども、大阪府の事前協議というのが必要です。その大阪府との事前協議の中に、10団地は払い下げは可能でありますよと。そして、3団地につきましては不可能という、そういう大阪府との協議がなされております。それで、可能団地についてのみ国の方へ申請という形でいわゆる10団地を申請いたしました。

それで、10団地は許可がおりてるんですけども、大阪府の協議の中で、不可能団地の理由がある程度立地条件的なこともあり、住宅を建てかえしたらどうかと。建てかえしなさいよというような形で、不可能団地という形のなにが大阪府との協議の中で出てきたということで、あくまでもそれに基づいて10団地を申請したと。13団地のうち3団地を申請しなかったという意味ではなかったんじゃないかと、かように我々は理解しているところでございます。

以上でございます。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま答弁いただいたんですけども、いろんなそ

こまでに至るプロセスはよくわかるんですけども、結果的に国に申請しなかったというふうに解釈されても仕方がないんじゃないかなというふうに私は理解するんです。

その点と、この件はあんまりくどくど言うても非常に失礼なんですけども、過去に当局泉南市も払い下げしますよと住民に言い続けてきた。入居者もそれを心待ちにされておったと。それから、その間やっぱり住宅のメンテ等は、払い下げる予定ですから、自分らでフォローアップしてくださいよというふうな経緯も理解しておるんですよね。

そんな中で、そんなら市は悪くないんかいと、市に落ち度なかったんかいと、こういうふうに考えたら、いやいや、ありませんよというふうなことは絶対言えないでしょうと、僕はこう思うんですよね。ある程度の反省するところ、また間違ったとことというのは、やっぱりこういうふうに勉強してもらおうと出てくるなというふうに思うんですよね。府に対しても国に対しても、泉南市は、非常に恥ずかしいんですけども、入居者の方々にこういうふうな1つのミスイクをしておりましたと。非常に厚かましいお願いですが、この認可を再度いただきたいというふうに申し出た場合は一体どうなりますか。御答弁願います。

副議長（南 良徳君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度お答えいたしたいと思います。

井原議員おっしゃるとおり、当時浅羽市長の時代に、一応10団地は払い下げし、3団地は建てかえしなさいということで払い下げできないという結果で、そしてその後、市長もかわってるんですけども、当時の稲留市長は払い下げしたいというようなことも一応記録では発言が出ております。そして、前市長の平島さんにつきましては、やはり払い下げは非常に難しい、できないということも記録では出ております。当然これは、私どもが考えているのは、やっぱり政策論じゃないかと、かように一定認識をしているところであります。現市長につきましては、払い下げは大阪府の建築部長との話も十分いたしました。現在考えて、可能論であれば、やはりやっていきたいんだという気持ちを持ちまして、大阪府の建築部長とも十分協議を行っております。

その結果で、現市長であります向井市長といたしましては、当然これは払い下げはできないということで、建てかえをやっていきたいという見解

をもう既に示しております。我々といたしましても、その建てかえに向けて、入居者との理解を得るべく、今十分努力しておるところでございます。なお一層入居者の方々とも協議を進めてまいりたいと、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） 今答弁いただいたんですけども、いわゆる政策論であればというふうなことから、ちょっと私も思ったんですけども、私の質問は、いわゆる前市長、前々市長、これ余り言うと、後質問するようになっておりますんで、余り要らんこと言うなとって怒られそうなんですけども、そういういわゆる過程の中で、一定の市の側に反省すべき点、過ち言うたら、ちょっとおまえ何言うんやというて怒られそうなんですけども、これは反省すべきやな、間違いとは言わんまでも、やっぱりそんなものがあつたよというふうなことは僕ははっきりしとると思うんですよ。

これとあわせて、最近出てきたマスタープランというのが、これは国庫から既に補助をいただきながらやっておるということで、市の態度、市の方向を非常に、何というか、もう膠着化さしてしもとるなど、このことがまたね。そんないろんなことで、かえって方向転換しにくい、非常に柔軟な姿勢がとりにくいというのが現況の姿ではないかなと思うんですけども、政策論、僕から言うと、大きな政治判断としたときに、市長を初め、この住宅地の払い下げに関しては物すごく大きなエネルギーを使いながら、優秀な担当部課においても非常にこれに時間を割きながら、今後の泉南市はもっともっとほかのこといっぱいしていけないかんのに、このことに関するエネルギーというのは相当なもんやと思うんですよ。

市長にもお聞きしたいんですけども、これはいろんな過去市長が誕生されて、住宅政策の中で過ちがあつたというふうなことからして、私の代でひとつ府・国に頭を下げて、そして方向転換したいと、このように申し述べたときに一体どういう事態になるのか、どういう事態が考えられるんかということをお問うとるんですよ。非常に乱暴な質問かわからんですけども、ひとつ御答弁をお願いしたい。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 経過は私もずうっと逐一、過去の書類も含めて勉強もしましたし、調査もいたしました。確かに昭和49年に払い下げしたとい

う経過が残っております。ただ、あと3団地については申請しなかった、結果的にはそういうことなんですが、当時としてはできなかったというのが正しいのではないかというふうに思います。10団地はできております。あとの団地をどうするかというのが結果的に残ったわけなんですけども、それを引き継がれた方は、払い下げをしていくという気持ちということをおっしゃっておられるようでございます。ただ、その後12年間、3期されましたけども、結果としてできておらないということでございます。

それから、その後、平島前市長が市長に就任されたわけなんですけど、その中での引き継ぎといいますか、首長引き継ぎというのがあるんですけど、その中にはそういう住宅の払い下げというの残念ながら明記されておらないと、書かれておらないということでございます。ただ、そうやってきますと、だんだん時代が変わってきまして、その払い下げというのが昭和40年代後半には可能であったものが、やはりいろんな通達とか出まして、3大都市圏ではだめよというような方向に変わってきたという経過もでございます。

私も、前市長のときからこの辺の問題についてかかわっておるわけでございますけれども、なかなか今の体系といいますか、法体系の中で市営住宅という行政財産を即払い下げるといのは、これはそれ以降大阪府では例もございませんし、非常に難しいと。これは、前市長も当然そういうふうにお考えになっておられたわけでございます。その間、じゃ、どうするかということで、建てかえ戦略10カ年計画というのが建設省から出されて、それに乗って建てかえをして、そしてさらに多くの市営住宅をふやして、老朽しております施設を新しく更新していこうという方針が出まして、それでそのマスタープランというのが出てきたということでございます。

私は、平成6年5月に就任させていただいたんですが、そのときに前任市長、市長は亡くなられておりましたけども、職務代理者からは、4団地あるんです、実はね。4団地について建てかえをするよという引き継ぎを受けたわけでございます。その後、マスタープランの問題で、入居者の方からいろいろ御提案、御意見をちょうだいして今日に至っているということでございます。あらゆる角度からいろんな検討をしてきたつもりでございますし、また今後もしていくつもりはいたしておりますが、まだそ



のあたり、おっしゃったようなことについて可能とか不可能とか、そういうことではないというふうに思っております。現在の中では建てかえをしたいということでお話をさせていただいております。したがって、今後またいろんな御意見もちょうだいをしたいというふうに思いますが、話し合い継続中ということでございますので、さらに努力をしたいというふうに考えております。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） 私の質問の仕方が悪いかして、いっことも答えようしてもらわれへんねけども、本当に今の市長が大きな英断を下したときにどういうふうなことが考えられるのかという質問だったんですけども、時間も余りないようなんです、非常に残念なんですけども、財政の上から見ても、ひとつ泉南市の場合は大きな曲がり角へ来とるなというふうなことを考えます。そのことはまた後日、内緒にというわけにいかんな、御答弁いただいたらありがたいなと思うんですけども、あと何分ですか。

副議長（南 良徳君） あと4分です。

1 番（井原正太郎君） 4分もあつたら答えできますね。市長、済みません、僕の質問なんですけども、もう一回簡単に、どういうことが考えられるのかという御答弁をお願いします。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、できないことをできるということは言わないつもりでございます。

副議長（南 良徳君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） 僕からすると、非常に偏った答弁をいただいたなというふうに思うんですけども、先ほども、くどくど言うと何ですけども、経過からしても非常に柔軟な、謙虚になってこたえてあげないかん部分がたくさんあるんやないかなというふうに考えます。これは、たとえ建てかえるにしても、今までいわゆる入居者の方が費やしてきたいろんなメンテの費用等々、どう回収していくんかというふうなことになってくると、個々にあつてもうんと大きな問題が出てくると思いますんで、非常にこれもまた大きなエネルギーを使わざるを得んなというふうに思っとるんですよ。どっちに転んでもというたら非常に失礼なんですけども、非常に痛みを伴う案件でしょうというふうなことからしたら、やっぱり多くの方が納得す

るような感じ、そういう着地の仕方がぜひ必要やないかな。今後、また入り口からやり直しましょうというふうなことの経過ですんで、余りこんなことでやりますと失礼に当たりますんでなんですけども、そのようにひとつ謙虚にお願いしたいなというふうに思います。

あと最後のもう意見だけにしておきたいなと思うんですけども、墓地問題、これも向井市長の大きな柱であったと思います。特に、墓地公園をやる中で、計画をする中でこういうふうな問題が惹起してしまったと。僕は、反省するようなことはなかったんかというようなことで、窓口、これは經由事務等々でそんなに深入りできやん問題よというふうなことであったというふうに伺っとるんですけども、行政手続法の第10条なんかを見とると、やっぱり僕は泉南市の部課長あるいは窓口になるとことというのは、もっともっと慎重にならないかなというようにことを思ったんですけども、行政庁に関しては申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じて公聴会等を開催し、その他の適当な方法によって当該申請者以外の者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと、このように行政手続法に載っとるんですけども、少なくとも向井市長が大きな公約の柱として墓地公園等々を組まれておるという中で、そういうものがもし見えたときに、何らかの方向で市の意思を伝えていかんとまらずいやんけというふうに思うわけなんですよ。

したがって、僕は、非常に話が広がって悪いんやけども、今の部あるいは課にあって、市長が何をやりたいんよと。したがって、週に1回あるいは週に2回、いわゆる課の者を集めて、部長なり課長が今の市長の思いであるとか、理事者の思いというのを伝える場というのは絶対必要やなと思うんです。たまに早くから来て庁内を見るんですけども、やっぱりそういう呼吸を合わす場、そしていわゆる市長の思いなり理事者の思いを伝えていく場というのが余りにも少ないんやないかなというふうなことを考えたりしますんで、今後ともこの点はぜひ改善してもらいたいなと思います。どうも時間がないようすんで、この辺でやめておきますけども、ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。

長時間ありがとうございました。

副議長（南 良徳君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

次に、26番 嶋本五男君の質問を許可いたします。嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、平成9年第3回定例会に先立ちまして、通告の順に従って質問したいと思います。

それより前に、けさほども和気議員から、我々が出した「ウエーブ泉南」につきまして大きなストレートパンチをいただきました。前回は成田議員からもストレートパンチをいただき、現在最高年齢者の私がふらふらでございます。しかし、年寄りというのは義理がたいもので、多少はジャブ程度はお返ししたいと、こういうことで、一般質問に入る前に共産党さんの——共産というたらおかしいんですかな、共産党の赤旗について、私にかかわってのところだけをちょっと皆さん方に御承知願いたいと思います。

いわゆるもうこのH問題も、建築法違反問題につきましても、今この議席におる方の半数以下しか知らないと思います。特に、建築法違反につきましては、私のうちの裏の石垣の問題から和気議員の建築法違反が問題になったんです。そういう観点と、それからH議員問題につきましても、当時の委員は、私ともう和気議員しかこの席にはおらないと思います。そういう意味では、事実と多少違うニュアンスがありますので、この点も含めて皆さん方にお聞きいただきまして、正確な御判断を願いたい。私は、どちらにも偏ることなく、ひとつこの点を皆さん方にお聞きいただいて御判断を願いたいという意味で、共産党さんのひとつピラにつきまして一つ一つ反論していきたいと思います。

この前も成田議員がいろいろ「ウエーブ泉南」について、稚拙である、なってない、何の証拠も示さない、このように言われたことがこの議事録に載っております。この中で、ちょっと成田議員に、そこでうなずいてもらったら結構なんですけれども、確かめときたいのは、いかなる金品も受け取っていませんと、こう書いております。これ、しかし林議員にかかわってだけ書いてるんですけれども、これは全員ですね。共産党さん議員さんは全員受け取ってないということですね。（成田政彦君「議会と違うぞ」と呼ぶ）はい、わかりました。いや、あなたが言ってるからや。いかなる金品も受け取ってない。いや、私の質問中ですから。いわゆる……（成田政彦君「一般質問やる。理事者に質問せい」と呼ぶ）あなたです。あんたの言ってることを聞いてるんです。あんたかて、一番先にこれ何ページか言うてる……（発言する者あり）。

まず、日本共産党が、「こんにちは共産党泉南議員団です」というふうな中で、違法建築について和気議員はちゃんと謝っておりますと書いております。しかし、その前に、皆さん方も御存じのように、他の違法建築については、大きくこのように取り上げております。しかし、和気議員、なるほど書いておりますけれども、「こんにちは共産党」の新聞のどこに書いておるか、これ調べてみたら、この隅にです。しかも、建築基準法違反とは書いておりません。外壁後退違反、直ちに対応と書いてある。しかも、その中に、括弧書いて、外壁後退とは、隣地の境界線と建物の壁面の間隔が基準法で定められているものの1メートル以内を守ってなかったと言いわけしてるわけなんですね。

あの当時、和気議員が確かにこの建築法、新築のなにを出したときには、私の記憶が間違っと思ったら失礼なんですけれども、昭和59年に新築で出されたと聞いております。私の家の実は裏の石垣、ほんみち教の寮を建設するために側溝を直すことになりました。その側溝をやるときに、うちの裏が崩れる危険性が出てきましたので、うちはそこへ建築ブロックを積んだわけなんです。それが平成の3年なんです。平成3年です。ここにちゃんとほんみち教とのやりましたながあります。どのようなわけでこれを取り上げたか私わかりませんが、当時このほんみち教の建設にかかわって、私がほんみち教に全部やらしたのではないかと。その当時は、私が議長をした後で、いわゆる共産党さんや一部議員さんとは余り親しくしてなかったことは事実です。

そして、平成4年の2月の決算委員会のときに、ある議員が私のところへ参りまして、嶋本君とこの裏の石垣が問題になるんやと。何とかしようかと。私は、違反なら結構ですと。全部現況に戻しますからやってくださいと。私は、こういうふうに申し上げました。（小山広明君「何とかしようと言った議員はだれや、これは」と呼ぶ）何を何とかしようと言うたんや。黙ってください。

議長（林 治君） ちょっと議場はお静かに願います。

26番（嶋本五男君） そして、私は、そのときに確かに、今の計画課長、課長補佐だと思いますけれども、その場に行きまして、議員の家だからといって遠慮することないよと、堂々と取り上げてくださいますと、そして私は、もとに戻せというんなら、いつでも石垣をもとに戻しますよと。何の得で

もないんですからと、このように申し上げたことを覚えております。

そして、だれが取り上げるのかなと、このように思っておりましたら、和気議員が、決算認定に重大なる支障があるということで決算委員会でこれを取り上げて、一たん休憩として私の裏まで行って写真を撮ってきて、またそれに追い打ちかけるようにある議員が、あのお宅はどこですかとまで念を押してるんです。そのときに、もう既に、和気議員の家が建築基準法に違反してるということは、建てた当時にもう近所のうわさになってたんですけれども、そういうことは別にどうということないから、私はほっておりました。

それから、そのときに見に行ったら、私は増築かなと思ってたんです。あの建物を建てるためには、和気さんはここで、はっきりいうて業者に任せておったと。だから私知らなかったと、このように述べておりますけれども、あの建物は業者に任せただけでなしに、施工主と話し合ってたということは歴然としております。この当時から建築法違反にはほっかぶりしておったと、こういうな感じです。

それから、平成4年の予算委員会の席上でも、私は当時の課長補佐に、和気君の——名前は出しませんが、写真と所番地を示して、建築法に抵触してませんかと、このように聞いております。はっきり抵触して、という答えが返ってます。その後で和気議員が私のところへ参りまして、この件については嶋本議員の納得のいくような解決をしますと、このように言うて5年間ほっかぶりをしてるんです。（小山広明君「本会議にふさわしい質問してや。それは和気さんとやってくれたらええがな」と呼ぶ）本会議でやられているから本会議でやってるんです。

このようにいわゆるほっかぶりしていることは事実です。そして、この共産党の新聞を見てもらったら、これもうそ、あれもうそ、松坂慶子の歌に「あれも愛、これも愛、みんな愛」という歌がありますけれども、これもうそ、みんなうそ、このピラもうそではないかと、この思いが私はするものであります。和気議員は、ここにも書いておるとおり、ほっかぶりしてないのは全くのでたらめで、建設当時から違反であることはよく知っておったと思います。けさほど市長も、和気議員に対して、建築法違反については、都市計画法その他こういう法律については、和気議員は非常に造詣が深いと、このように申しております。そのとおりだと思いますよ。知

らなかったはずがないんです。和気議員、あなたはほっかぶりどころではない。タマネギのほっかぶりのように、一皮むいてもほっかぶり、また皮むいてもほっかぶり、ほっかぶりの連続ではないかと、私は指摘いたします。公明正大をうたって、しかも清潔で公正を誓ってきた議員なら、私なら辞職しております。

それから、このH議員の問題でありますけれども、ここにもう5年前に決着がついていると書いておりますけれども、成田議員が前回に我々「ウエーブ泉南」の中で、証拠も示さずにと書いております。これ、どこに5年前に決着ついた証拠があるんですか。もしこれを決着ついたと言うんなら、我々の任期満了に伴う改選に伴って委員会が消えたから、それで解決済みだと言うんならば、和気議員の論法がそこではっきり出てまいります。議会にもこの間については報告もありませんし、委員会において、皆さん方も御存じのように、本年度の予算委員会で初めて、事件の関与は別といたしましても、H議員、当時の委員長は林議長であるということがわかったんです。そのときには、委員会の中ですらそういう討議はされなかった。なぜかいうたら、委員会の中では、極端に言うて、委員会としての名前をつけるのは総意でなければつけれませんよということで、改選まで延ばしたとしか考えられないんです。（小山広明君「だれが答弁するんや、その問題について」と呼ぶ）質問じゃないんです。私は皆さんに聞いてもらってるんです。

このように、私はこの……（発言する者あり）黙っとれ。あんたかて、さっきから一緒になって言うてるやないか。そして私は、これについて、このときに代表者会議を開きまして、その中でいろいろ討議した中で、和気議員の発言したことが事実と異なるということで、実は議長に申し入れを行っております。それは、委員会というものは、全会一致で設置された委員会です。そして、その中で、代表者会議等の中でもいろいろな意見は結構です。しかし、その委員会の決定事項について、本当のことを言ってもらわなければ困るわけです。私は、和気議員は委員の総意でこの解決に至らなかったという発言があることについて、私はこの問題につきまして、その明くる日に議長に対して申し入れを行っております。しかし、議長が3月議会中ですかと、こう申しますので、私は、3月議会は予算もありお忙しいので次の議会で結構ですと、このように申し上げましたところ、6

月議会では何もありません。

そしてその次に、私は、事務局を通じてこの答えをいただくようにしたんですけれども、そのお答えがないと。そして、7月の20日以降に私は議長に、あなたの任期は11月までですけれども、本会議を開催する権利は、本会議の権利というより、定例会をやるのはこの9月議会しかありませんよと、どうするんですかと言うたら、複数の方も聞いておりますけれども、ただいま調査中やと。しかし、このときにはこのピラが出てるんです。決着済みだと書いてるんです。一体どちらが本当なのか。私の申し入れに対して、議長は公正公平を誓いながら、何ら一つ答弁をいただいております。私は、この問題は議会の権威にもかかわる問題として、議会の運営上非常に重大な問題として、この答弁をいただくまで一般質問の権利を留保して、降壇いたします。

なお、公正公平を欠く議長として議長不信任を出すことも考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） もう質問終わりですか。

運営上のことで言います。私の方から一般質問に対する御答弁はできません。留保というようなことを言われても、これは持ち時間は1時間というふうに決まっておりますので、必要ないですね。質問があれば——嶋本議員、今一般質問の時間ですから。（嶋本五男君「議長不信任を出しますよ」と呼ぶ）どうなさいますか。（小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ）

小山議員。

3番（小山広明君） 今、嶋本議員から一般質問を保留するというようなことで壇上を降りられたんですが、保留というような扱いはないと私は思うので、再度どうするかを確認していただいて、議長で判断して、粛々と次の質問を続けていただきたいと思います。

議長（林 治君） 嶋本議員、質問はもうありませんか。

〔嶋本五男君「あなたの返事を求めているんです、あなたが答えてないんですよ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 今、一般質問中でございます。一般質問の規定は、従来から長く議員をされておる嶋本議員もよくわかっておりますように、理事者に対する質問の時間であります。ですから、質問を続行していただき

たいと思います。( 巴里英一君「議事進行で」と呼ぶ)

巴里議員、議事進行はどうぞ。

8 番( 巴里英一君) 本来は、議事進行というのは一般質問中ないと思いますけどね。

議長( 林 治君) だめだと思ったら、やめていただいたらいいんですが。

8 番( 巴里英一君) ないとは思いますが、あなた許可しましたから。いいですか。

議長( 林 治君) 一般質問中ですから。

8 番( 巴里英一君) だから、いいですかと聞いているんです。

議長( 林 治君) いいですかじゃないんですよ。一般質問中に、あなたがだめだと思うのに手を挙げることはないと思いますよ。

8 番( 巴里英一君) だから、議事進行でいいですかと言うてらんです。先ほど議事進行でよかったから。

議長( 林 治君) だから、議事進行の範囲で認めます。

8 番( 巴里英一君) いいですかと聞いているんです。

議長( 林 治君) だから、議事進行の範囲で認めます。あなたの言うとおり言わなくてこれいいでしょう。

8 番( 巴里英一君) あんまり固くならんように。嶋本さんの発言はより重要な問題だと私は思っています。本来は、若干なじまない点もあるだろうと思いますけれども、あなた方が出されたピラについてきちんと明らかにしてくださいということでもありますんで、違法建築云々も含めて、やっぱり議長の生命線にかかわる問題も発言されてるとも思いますんで、一定の休憩なりとしてその処理をしていただきたいということでございます。

議長( 林 治君) 一般質問中ですので、嶋本議員、質疑を続けてください。持ち時間の範囲でやっていただきたいと思います。どうぞ。

26 番( 嶋本五男君) 議長の裁決、非常に不本意であります。本来ならば、議会中で起きたことは、3月議会なら3月議会中にやるのが本当のことです。申し入れは私個人ではありません。代表者会議での代表者として申し入れておるのですから、いわゆる議長として、自分にかかわる問題ですから、より一層はっきり解決しなければならないと、私はこのことを強く主張しておきます。私の一般質問の時間が短くなりますので、簡単に質問をしていきたいと思いますが、この問題につきましては、今後公正公



平を欠く議長として不信任も考えていきたいと思えます。

では、通告順に従いまして一般質問をしたいと思います。

第1点は、財政問題でありますけれども、バブル崩壊、長引く不況等の財政的に非常に厳しい中、市長初め三役、部長、課長等の給料の一部をカットしてまで財政の立て直しに努力しておることを、高く評価するものであります。向井市長も御存じだと思いますけれども、昭和61年11月28日の臨時議会におきまして、公有水面埋立同意を求める決議の際に、私はその当時の市長に、将来にわたっての財政アセスを示すように求めたものであります。しかしながら、その当時の市長は、まともな財政アセス、いわゆる将来にわたる財政の見通しを示さず、私どもは昭和54年の白紙撤回の先頭に立ったものでありますけれども、公有水面埋立のあの同意につきましては、もう少し積極的な財政運営、これからふえていくであろう職員を多く採用していく人件費増大による義務的経費、また投資的経費を異常に低く見積もりしたままでは関西国際空港が開港すると同時に赤字再建団体になるのではないかと、こういう指摘をいたしまして、当時の同意には退席をした経過があります。

財政運営は非常に難しく困難だと思います。現在、市当局は、この財政難を乗り越えるために行政改革室を設け、今その取りまとめに入っていることもよく承知しております。また、行政改革の指針が出ない時期に財政アセスを示すことは困難だと思います。けさほどから皆さん方、財政運営についてはそれぞれ御質問をしておりますので、深く聞くわけではございませんけれども、この財政運営が泉南の100年の大計を決めるものとして、ひとつ市長の財政運営に対する決意のほどをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、福祉問題と大きく取り上げておりますけれども、これは私の委員会の所管でございますので、これにつきましては、部課長等に聞く細かいことではなく、ひとつ助役等に将来の構想についてお聞きしたいと思います。

先日、総務庁の発表によりますと、本年の敬老の日現在では、65歳以上の高齢者が1,973万人となりました。そのうちの1人、私が最高年齢者で70歳という、この中に当然入るわけなんですけれども、全国人口の16%に達し、さらには2015年には4人に1人が高齢者という超高

齡化社会を迎えることになっております。そしてまた、平成12年度よりは介護保険等が導入され、福祉の体系が大きく変わろうとしております。

本市も、平成6年3月に老人保健福祉計画、いわゆるゴールドプランが策定され、その達成目標年度である平成11年に向けて努力していることは認めているところでありますが、その中で、老人保健施設につきましては目標値の134と記憶いたしておるのですが、間違っておったらごめんなさい。そのうち堀病院に60床、本年度から建設にかかるという白井病院には50床、そして将来にわたって済生会病院には50床程度とゴールドプランを上回る計画となっております。

そこでお尋ねしたいのは、介護保険導入により今後在宅介護支援センターが重要になってまいります。現在、市のゴールドプランでは、介護センターは3カ所以上となっておりますが、このゴールドプランの中では、いわゆるABCというふうに3地区を分けております。阪和線より上、それから26号線から下を2つに割って3つの、ABCに分けておりますけれども、いずれも南北に分けて、東西にはほとんど中心より全部南寄りになっております。これから介護保険が実施され、在宅介護支援センターというのが非常に重要な位置を占めてまいりたいと思います。

そこで、お尋ねしたいのですが、新家地域とかああいう住宅密集地には介護センターが今のところ予定されておられません。現在予定されておるところは、特養の金熊寺に1カ所、それから堀病院、それから済生会病院、この3カ所になっております。非常に偏った配置になってるような思われます。今後、平成12年度のゴールドプランの見直しの時期までに、全市に網羅した介護支援センターをつくる御意思はありませんか。それをどのように考えておるのか、そのことをお答え願いたいと思います。

違法建築については、もう皆さん方それぞれ聞いておりますので、余り時間もございませんので、これは私先ほども、新聞にも取り上げて、和気議員の建築法違反については言っておりますので、これについては省きたいと思っております。

入札問題についてでありますけれども、けさほどより入札問題についてはいろいろ論議されてまいっております。私もそれぞれよく聞いておることでございますけれども、業者からも、あるいはまた匿名であってもいろいろなことを聞きまして、実はその中で、設計金額あるいは入札予定価格

等が漏れてるんじゃないかとか、いろんいうわさが流れてまいります。私も、私なりに一生懸命調べてまいりましたけれども、いわゆる設計金額あるいは入札予定価格、このようなものが漏れてるといふ実態はつかみ得ませんでした。

そこで、私は、皆さん方も御存じだと思いますけれども、私の娘婿がある大手建設業界の設計部長をいたしておりますので、入札はどのように考えておるのかと聞いたわけなんですけれども、その中で、いろいろ聞きますと、企業は非常によく勉強いたしております。自分ところがその入札にかかわっておらなくても、現設の状態あるいは入札の状態、それを全部コンピューターにして、いわゆる社員で模擬入札を行って、その模擬入札によって資料を集めた中で、とりたいものには全力を集中してやっている。そのコンピューターの中に入れているいわゆる資料というものは膨大に達しますよと。企業の努力というものは、お父さん大変なもんですよと。このように私は聞いております。

今、泉南市におきましても、理事者にもいろいろな問題があるんじゃないかという御指摘があることは事実であります。また、私どもの耳にも聞こえてまいります。けさほどからお答えになっていることをございますけれども、将来にわたってこのよううわさが流れない、そしてそのような疑惑の持たれない抜本的な入札価格をどのようにやっていくのか。もしお答えができるのであれば、お答えを願いたいと思います。

それから、5番目の業界紙その他雑誌及び新聞等の購入販売についてでありますけれども、昨今証券業界のスキャンダルが毎日のように新聞に報道されております。それにかかわって総会屋が大きく取り上げられておるところでありますけれども、その総会屋の出す業界紙等がいわゆる証券会社に巣くう大きな問題とされております。もちろん、私も覚えがあるんですけども、議長当時はいろいろな雑誌を売りに来たり、あるいは名簿を売りに来たり、これは覚えがあります。

そこで、市当局に聞きたいんですけれども、市当局が現在講読中の雑誌及び一般紙、また政党新聞等、どのようなものをとられておるのか、その点をお答え願いたいと思います。

それから、この前、あそこに資料を置いてきたんですけれども、市民オンブズマンですか、名前が載ってないということなんですけれども、匿名

での投書も大きく取り上げるところがあるんですけども、いわゆるあの中で取り上げられてる問題で、共産党の赤旗購入については、購入職員の数把握しているのかどうか。あのオンブズマンの中には、共産党さんが書いておる広報には、我々は政党として許される範囲内で当然やってることはやってると書いておりますけれども、あの中には、指摘されてる議員が職員に売っているということは書いておらないんです。しかし、市民オンブズマンからの投書では、議員が職員に購入を求めておると書いておるんです。現在、理事者におかれましては、この購入数等を調査したことがあるのかないのか。その点、わかる範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、答弁の内容によっては自席から再度質問したいと思います。

議長（林 治君） ただいまの嶋本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の行財政改革について、特に財政問題について私の方から答弁をさせていただきます。

本市の財政状況は、関西国際空港の開港に伴いまして税収は増加しているものの、バブル経済崩壊後の長引く不況の影響、また都市基盤整備などのまちづくりのための先行投資に伴う人件費、公債費を中心とした義務的経費の増嵩によりまして財政の硬直化が進み、財政構造の弾力性を示す経常収支比率がここ数年間100%を超えるという非常に厳しい状況に直面しています。

このような中で、社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応し得る地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムを構築し、市民サービスの向上を図るためには、事務事業の見直し、適正な定員管理、自主財源の確保など、行財政全般にわたる総点検を行い、健全な財政基盤の確立を図っていく必要が急務であるというふうに考えております。このことから、現在行財政改革推進本部を設けまして、私を本部長といたしまして、重点項目の見直し検討項目を策定いたしまして、月に1回、必ずこれの点検あるいは進捗状況の把握を行っているところでございます。

御指摘の今後の中長期的な財政収支計画等につきましては、現在策定をいたしているところでございますので、今後、また来年度当初予算にも反映できるように現在作業を進めているところでございますので、よろしく

お願い申し上げます。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、老人保健福祉計画について御答弁を申し上げます。

議員御承知のとおり、今現在の計画は、平成11年度末を到達点として高齢者に係る保健福祉サービスの量的、質的整備を目標に定めたものでございます。平成6年に計画策定以来、私どもは鋭意目標達成にただいま努力をしているところでございます。

この福祉計画の見直しについてでございますが、平成12年度には介護保険が導入されますので、各市町村ごとにその介護保険事業計画が必要になってくると聞いております。議員御指摘の今現在の在宅介護支援センターにつきましては、議員おっしゃるとおり3カ所という形になっております。私どもも、この介護保険の事業計画を立てる時点で、議員御指摘のとおり、在宅介護支援センターの充実を図って、増設も含めて検討してまいりたいと、かように思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 入札制度の改善につきまして御質問いただきましたので、お答えいたします。

本市が発注いたします建設工事の入札事務につきましては、平素からその透明性、客観性、競争性の確保の視点等から適正な執行に努めてまいったところでございます。しかしながら、過日の談合通報等もございまして、今後一層その改善に努めなければならないというふうに考えております。

具体的に検討課題を申し上げますと、1つは新しい入札方式の検討、第2に工事完成保証人、金銭保証人制度の廃止を前提といたしました新しい履行保証制度の導入の検討、3番目に入札参加資格に係る審査内容の再検討、4番目に指名停止要綱、運用指針の見直し等との検討等数多くございますけれども、ただいま設置しております公正入札調査検討委員会におきまして、さまざまな角度から、あるいは他市のいろんな事例も含めまして検討いたしまして、一層公平公正な入札事務の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 御質問の新聞等の購入についてお答えいたします。

秘書課におきましては、5大紙を初めとする新聞類につきまして、国の動きや他の地方自治体の動向、また地域の情報を入手する目的で購入してございまして、具体的には一般の新聞、産業新聞、政党の新聞、月間の地域情報誌などございまして、各1部ずつ購入しております。

また、政党機関紙の職員の購入の実数でございますけれども、調査はしてございません。

議長（林 治君） 嶋本議員。

26番（嶋本五男君） ただいま市長を初め理事者の方に御答弁いただきましたんですけれども、市長、財政問題については非常に難しい問題がたくさんあると思います。市長がその当時事業部長だったのか公室長だったのか私ちょっと覚えてないんですけれども、空港の埋立同意のときにも申し上げたんですけれども、現在立派な福祉センターができておるんですけれども、当時は福祉文化センターと申しておりましたけれども、私は、空港に関連してやるのが一番いいのは病院ではないかと。公的な病院を建ててもらうのが一番いいのではないかということが、ずっと長年の主張でありました。公的な病院というのは、市営ではなく、いわゆる大阪府・国の責任において公的な病院をつくっていただいて、運営面については市がかかわっていくと。財政的にも非常に楽ではないかと。

ところが、当時の市長は、病院よりも福祉総合センターでありますと、こういうお答えをいただいたことを覚えておるんですけれども、私は、財政アセスについても、その当時市長にいろいろお聞きしたんですけれども、その当時確かに、肥田総務課長だと思うんですけれども、私の問いに対しまして、ここにもおって申しわけないんですけれども、稲留市長時代に出しました財政アセスを示して、このまま飛行機が飛ぶときには黒字になるんだと、こういう説明をしたので、私が反発したわけでございます。その当時の考え方と平島市長の考え方は根底から違っておりましたので、平島色の持った財政アセスを出すべきであると、このように申し上げてまいりました。

今市長が言われたとおり、財政は非常に難しい。そして、今の行政改革その他等を勘案しながらやっていくんだと、こういう決意のほどをお聞か

せ願ったんです。当然、これからの行政改革は、理事者だけではなく、我々議会もいろんな意味での行政改革に取り組まなければならないと。市民の批判が議会に集まってくることは事実であります。いわゆる定員削減の問題等も含めまして、議会自身も今後この行政改革、そして経費の削減、そして財政の立て直しにともに努力していくようにならなければこの財政難は乗り越えれないと、こう思いますので、今後ともひとつ市長が先頭に立って、この泉南市の財政難を乗り越えていただきたいと、このようにまず要望いたしておきます。

それから、福祉計画でございますけれども、先ほど上林助役からお答えいただいたので結構なんですけれども、このゴールドプランを作成した時点では、介護保険というものは考えられておらなかったもので、余り介護支援センターについては、まだ単なる計画段階ということだけで我々も見過ごしてきたところがございます。金熊寺と済生会病院と堀整形病院と、こういう形でもまあまあいいんじゃないかと。

ところが、今回介護保険が惹起するに及んで、当然私たちも、70歳になりまして介護を受けなければならない年齢がもう目の前に来ております。そういうもんで、ひしひしと自分の身に迫ってくる事態でございますので、今後ひとつ、介護支援センターが近所にあって、どこへ行っても在宅介護が受けられる、そのようなシステムに——平成12年度、それまで私生きてるかどうかわかりませんが、ひとつ強くお願いをしておきたいと思えます。

それから、入札問題なんですけど、3つか4つ抜本的な改革ということでお答え願ったんです。私、今回初めて、余りこういう業界のことは詳しくございませんので、いろいろな情報を得まして、もちろん駅前整備委員長ということもございましたので、委員長の私のところへ訪ねてまいりまして、聞きましたんですけれども、聞いておる中で、もっともだなという意見と、非常に業者えごというんですかね、うまいこといってるときにはまあまあ何とか辛抱してると。ところが、なかなかうまいこといかんようになる、何らかの形でいろいろな苦情を言ってるなど。私は、その人の目の前ではっきり申し上げたのは、あなたたちも考えなだめですよ。そのような実態があるんなら、私は議員の職をかけてでもやりますけれどもと言って帰っていただいたんですけれども、その人の言うた結果には終わ

ってなかったと、こういうことで一安心していることもあるんですけども、市民は、公共事業という名のもとに理事者と業者がつながってるのではないかと、常にそういう疑いを持って見ておりますので、なるべく一線を引いて、できるだけ公明正大なる入札の制度を確立していただきたいと、これもひとつ要望しておきたいと思います。

それから、建築法は私はもう延ばしましたんですけども、ちなみにちょっと申し上げておきますけど、これ私とこの昭和43年のときの建築の通知書なんですけれども、こういう書類は私とこはずっと残してるんです。これは全部図面も皆書いております。これを見れば、違反物件であるかどうかということは一目瞭然だと思いますので、この件はただ単に参考資料ということだけで、お話だけをしておきます。

それから、最後の業界紙の購入ということで、私が一番心配しておりましたのは——1部ずつとっておるということなので、これは情報を集めるという意味では、理事者が当然業界紙、どのようなものをとっておるか知りませんが、右翼団体を初めとして、自由新報あり、いろいろなものがあると思いますけれども、これを広く知識を得るためにとっておるということでは了解するわけでありましてけれども、先ほど私が言いました赤旗新聞を職員がとっておる数は把握してないと、こういうことですが、現在管理職になってる職員の1カ月の手当は幾らですか。それだけちょっとお答え願えますか。課長級で結構、課長級で。平均で結構、アバウトで。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） ちょっと今手元に具体的な資料ないんですけども、課長級におきましては約4万前後じゃなかったかと。部長級におきましてはそれ以上ですか、六、七万程度だったと。正確なのはちょっと今持っていないので、おおよそのことで申しわけございませんけど。

議長（林 治君） よろしいか。もう一遍正確にしますか。

〔嶋本五男君「正確に」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 部長級でございますが、下限が6万7,500円から上限が8万1,000円。次長につきましては、下限が5万8,500円から上限が6万7,500円。課長級が、下限が4万9,500円から上限が5万8,500円。



以上でございます。

議長（林 治君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 今聞かれたなには、課長級で大体四、五万と、このように理解していいわけですね。そうすると、私、この赤旗の購入について、議員が職員に物の購入を求めていくということ自体が、市民が聞いたら決して——余りいいという市民はほとんどないんじゃないかと思えますよ。課長級でも、正直に言って、喜んでとってる人は私は数少ないんじゃないかと思えますけどね。そして、4万何がしの管理職手当をもらうと同時に勧誘されて、その大体5%に等しい給料が初めから差し引かれていようなもんですよね、極端に言うたら。

そして、市長、御存じですか。執務中に、これ集金してるんですよ、職員のところへ行って、議員が。執務中にですよ。こういうことを理事者は知っておるんですか、どうですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は十分承知しておりませんが、そういうことは好ましいことではございません。（成田政彦君「よし、わかった、よし、わかった」と呼ぶ）

議長（林 治君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま市長が答えたら、「よし、わかった」というのはどういう意味か、ちょっとこれはのっぴきならん発言ですよ。議長、何とかしなさい。

議長（林 治君） 議場は静かにしてください。

26番（嶋本五男君） 「よし、わかった」というのは、とらなんたら覚えとけよというのと余り変わらんのじゃないですか。違いますか。ためにならないぞというんじゃないんですか、今のやつやったら。「よし、わかった」と。そんな発言をこの正式な議場の中で言うべきじゃないですよ。

議長（林 治君） そういうふうに理解してません。そういう理解はしてませんから。いろいろとやじは……

26番（嶋本五男君） やじじゃないですよ、今のは。今のはやじじゃないですよ。おどしですよ。

市長は御存じないと。しかし、私らはまますみ見ております。そして、中には、その課長がおらなんたら、立てかえ払いもお願いをしているというよ

うなことも聞いておりますけれども、大体市民が来て、議員が職員のところへ行って受け取りを持って金をもらっているやりとりを見て、市民はああ何と共産党はいいことをやってるなど、このように思いますか。仮にですよ——自由新報もあります。いろいろな政党新聞あります。我々が新聞を出して、職員に売りつけたらどうなるんですか。そうでしょう。新聞を発行したらいいんです。そして、買うてくれ言うて課長のところへ回って、それぞれの議員が全部回ったら、管理職手当なんて吹っ飛んでしましますよ。

政党がそれぞれの主張によって新聞を売るということについては、私は否定はいたしません。どうぞやってくれたらいいんです。しかし、議員という職をかさに着て職員に物を売るということは、余り好ましいことではないと私は思います。こういうことは、もしやるならば——そら共産党の支持者もおるでしょう、社会党の支持者もおるでしょう、また公明さんの支持者もおるでしょう。その方々が自分の心情によってお求めになるのは私は言いませんけれども、軒並みに課長になったら全部それを勧誘に行くというのは、これは大きな問題でありますよ。市民がそれを知ったら、一体どう思いますか。できるだけ議員は、職員にそういう物を押しつけないのがいわゆる職員と議員との、どういうんですか、立ち入ってはならないところではないかと思えます。職員は断れますか、議員が行ったら。そういうこともよく考えて、職員の長であります市長初め助役、理事者は、今後とも課長、係長、部長、その他とよく相談をして、意志をはっきりして、とらなんだらためにならんぞというのではなく、本当の意味で共産党の赤旗を読むように、いわゆる部課長会議でそれを徹底していただきたいと、これを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（林 治君） 以上で嶋本議員の質問を終結いたします。

4時まで休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後4時 1分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

12番（真砂 満君） 清和会の真砂 満でございます。本日最後の一般質問を行います。会派を代表して、第3回定例会における一般質問を行います。

す。

さて、私たちは、地方の末端の政治家だとよく言われます。しかし、そのことは国や府に視点を当てた物の見方であり、地方分権、地方主権が叫ばれる今日、我々地方議員が末端ではなく先端の政治家としてさまざまな情報を発信しなければならないと考えています。そういった意味では、市民の生活の視点に立った政策が望まれ、市民参加の中で政治が行われるべきであると考えております。

政治不信が言われる中、泉南の議会はどうなっているのという御意見や御叱責をよく耳にします。全体構想をめぐっての議員間金銭授受問題、会派が発行した議会報告ピラをめぐっての名誉棄損罪と誣告罪といった告訴問題等々、市民が不信感を抱くのも無理がないところであろうかというふうに思います。しかし、議会全体をまとめていかなければならない議長が全体の半数を占める会派の代表者を告訴したり、代表者会議での約束事を議長みずから破ることは、もはや正常な運営に期待はできないと思います。そういったことも市民の皆様にお知らせをし、理解をいただく必要があるのかもしれませんが。私ども清和会は、議会内外でさまざまにうわさされている問題についても、政争の具として埋没することなく、はっきりと決着をつけてまいりたいと思っております。

それでは、事前に通告をいたしておりますそれぞれの課題について随時質問をしてみたいと思います。

まず初めに、環境問題についてお尋ねをいたします。

大量生産、大量消費、大量廃棄からリサイクル社会への転換を言われて久しいわけですが、今日の社会は、一定の法整備を含め徐々に整ってきたとはいえ、根本的解決にはまだまだ時間を要するところだと思えます。そのような中、ごみ処理に係るダイオキシンの排出削減対策について、いわゆる新ガイドラインが策定をされ、ごみ処理の広域化について検討するようとの通達指導が出されておるところでございます。

ダイオキシンの排出削減策については、抜本的な対策が当然求められるわけですが、私たち市民がごみ排出をする過程で、プラスチックごみをどれだけ分別するかでダイオキシンを抑制するかぎを握っていると言っても過言ではありません。そういった意味では、分別、リサイクルの重要性を改めて認識すべきだと思えます。以前からこの場でも提案申し上げていま

す市内における再生紙利用の現状とコピー用紙のA判統一についての検討について、その後どのようなようになったか、答弁を求めたいと思います。

次に、住宅問題についてお尋ねをいたします。

平成8年5月31日に公布されました公営住宅法の一部を改正する法律が来年4月に施行されます。改正のポイントがいろいろあるかと思いますが、プラス面とマイナス面について説明を求めたいと思います。

また、長年手をつけてこなかった家賃についてお尋ねします。

歴代の市長を含め、なぜ今日まで改正されなかったのか。また、新公営住宅法を半年後に控え、今なぜ行わなければならないのかをお聞きしたいと思います。

次に、午前中の質問にもありましたが、マスタープランと払い下げ問題についてお尋ねをします。

従前からの懸案問題が改めて問題惹起して既に2年半が経過しようとしています。この間、10名近い議員が一般質問に立ち、経過等を含め質問いたしておりますが、何らの解決の糸口すら見つけられず今日に至っていることは甚だ残念であります。法により払い下げはできない、昔からの約束がある以上建てかえは認められないとする意見相違は、南海電車の線路だけでは足りないほどの平行線が続いております。新たな市営住宅を求める人たちや福祉住宅を待ち望んでおられる方々にとっても、本問題の一日も早い解決は論を待つまでもありません。そこで、一たん双方ともに今日までの経過を白紙に戻し、新しい市営住宅を建設し、その経過の中で再度話し合うといったスタンスが必要だと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

次に、女性問題についてお尋ねをいたします。

国連国際女性年を契機に、女性地位向上を目指す取り組みは国際的な潮流となっております。一昨年には、平等、開発、平和をテーマとして第4回世界女性会議が北京で開催され、女性差別撤廃への21世紀に向けた国際的な行動指針である行動綱領が採択されております。

本市におきましても、せんなん女性プランが策定をされ、性による差別のない男女共同参画社会の実現を展望し、女性アドバイザー養成講座や女性フォーラムの開催、また私自身も本会議において提案申し上げたことでありますが、本年度より多様な女性の相談ニーズに専門的な立場から答え

る女性総合相談の開設など取り組みが進められ、一定の評価をいたすところであります。

さて、男女共同参画社会の実現にかかわり、労働、地域社会、生活の視点から女性問題に関する職員実態調査の実施に関する理事者の答弁を求めたいと思います。

労働は、経済的に自立し、人間としての尊厳を維持し、精神的発展と自己実現を図り、社会の担い手となる上で最も重要な権利であります。労働の場を初め、文化、政治など多くの分野への女性の参加が進んでいますが、参加の量、質とも対等な位置に至っていない現状があります。

一方、地域社会に目を転じますと、人権問題、環境問題、消費者問題、青少年の健全育成活動等、地域活動への女性の参加が目覚ましい昨今ではありますが、いまだに残る家意識や固定的性別役割分業意識が女性の地域社会における活動を阻む要因にもなっています。また、家庭生活では、夫は仕事、妻は家事、育児という固定的な役割分業意識が見られ、家庭における男女共同責任意識の確立、労働時間の短縮、各種休暇制度の推進など、家庭生活における男女共同参画のための教育、啓発や条件整備が必要であります。

そういった課題を解決していくには、行政みずからが地域社会に模範を示し、先導的役割を果たすことが極めて重要であります。そのためには、職務分担、昇格、配置、登用、研修、男女平等意識等多様な視点から職員実態調査を行い、課題を明らかにし、できるところから着実に改善を図ることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、差別問題について質問をさせていただきます。

既に御承知のように、1965年、同和対策審議会答申から32年、同和行政は特別対策から一般対策化における同和行政の推進という新たな時代を迎えております。また、国際環境を見ますと、1994年、保護の対象から権利主体とした児童の権利に関する条約の批准、95年、あらゆる形態の差別の撤廃を求めた人種差別撤廃条約の批准、95年から向こう10年、人権という普遍的文化の構築を目指す国連人権教育のための国連10年の国連決議と行動計画の提起など、国際化時代のキーワードは人権と言われる状況が到来しております。

さて、内外に新たな時代を迎えている中、国・府等の動向から、同和行

政、人権啓発に係る今日課題の整理をし、昨今の差別事件に対する理事者の見解を求めるものであります。

96年の地域改善対策協議会意見具申を見ますと、同和問題などさまざまな人権問題を一日も早く解決することは国際的な責務であると、同対審答申における国民的課題から国際的な責務へと位置づけを強化しております。また、現状認識として、同和問題は過去の問題でない、この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の問題であるとの指摘を行い、日本共産党を初めとする一部主張に見られる同和教育、同和行政終結論を明確に否定いたしております。

さらに、今後解決を図るべく課題として、高等学校や大学の進学率に見られるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野が見られる。差別意識は着実に進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在していると明確に提示しておりますし、差別意識の払拭が十分でないことは本市人権意識調査からも明らかであります。

一方、1996年、大阪府同和对策審議会答申を見ますと、今後は差別の結果として生じている格差の是正にとどまらず、差別を生み出している原因を根本的になくしていくために一層の努力を続けるべきであると述べ、まさにこれまでの環境改善事業や給付的事业は格差の是正であり、差別意識の解消を含め、差別の根本原因の除去がこれからの部落差別撤廃の中心課題であると明言しております。

そうした基本認識に立ち、本年文化ホールにおいて連続的に発生した悪質な部落差別落書きの実態、事象の差別性や背景に対する行政としてのとらえ方、具体的な対応、今後の取り組みについて御所見を求めたいと思います。

次に、りんくうタウンの開発についてお尋ねをします。

関西国際空港が開港され、はや3年が経過し、先日もさまざまなイベントが開催されたことは、皆さん御承知のとおりであります。以前から、泉南市のりんくうタウンはペンペン草だけが生え、夜自動車で走ると真っ暗闇の中に入ったようだと言われておりました。また、りんくうタウンへの進出企業についても、何らの説明もなく、もっと大胆に考え方を変え

て、例えばリースもOKだというようになれば、泉南市エリアに進出したいと考えている企業もあるという話もよく耳にします。道路の方も、開港までにはあれほどの急ピッチで行われたものが、開港後の進みぐあいはどうでしょう。用地の確保が進み、あとは工事に手をつけるだけだと思われませんが、今後の計画をお聞かせ願いたいと思います。あわせて、りんくうタウンの土地についての考え方と将来の展望をお聞かせ願いたいと思います。

空港問題についてお尋ねをします。

これまでも本会議場でも議論されています空港関連問題のうち、陸上飛行ルートの問題と泉南市内土取り問題についてお尋ねをします。

陸上ルート問題については、新聞報道でなされていますように、今回陸上を飛行した場合の予想騒音数値が出されましたが、本市として、この問題についての基本的スタンスと、他市との連携をどのように考え、市民に対してどのように報告をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

2つ目の土取り問題については、午前中の質疑でもありましたが、プロジェクトチームをつくり、跡地利用も含めさまざまな角度から検討されておられると思いますが、現在の進みぐあいと今後についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、O-157対策についてお尋ねをします。

病原性大腸菌O-157の対応策について、最近の新聞記事を見てみると、以前に比べると取り扱いが小さくなったとはいえ、さまざまな各地で発生をし、過日には本市でも発病者が出たとの報道がなされていました。これまでも厚生省などから指導通達が出されていると聞き及んでおりますが、学校給食や保育所給食などの管理監督の体制がなされているところは対策等も周知徹底が可能かと思われませんが、一般家庭や外食産業への啓発等はどのようになっておるのか、お聞きしたいと思います。

また、私は、通達やこれまでの対応策の中身といいますか、内容がいわゆる人的な部分が大半であると思います。何々に注意しましょうといった部分的なものが多いように思います。本当は非常に大切な部分ではありますが、これだけでは不十分ではないでしょうか。営業ルートではさまざまな対応策商品が出されているようでありますが、補助対策としてそのような商品を導入する考えはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

最後に、保健センター健診事業についてお尋ねをします。

過日、住民の方から御相談をお受けしました。その内容は、1歳6カ月健診における健診と指導についてでありました。簡単に申し上げますと、医師の診断を受け、最終の総合健診ですか、総合相談のところでは保健婦のアドバイスを受けるところで、カルテに要指導と赤ペン記入されていたにもかかわらず、保健婦は先生に何か言われましたかと問いかけただけで、何1つの指導もなく健診が終わったとのことでありました。これでは一体何のための健診であるのかわかりません。私も同じ年代の子を持つ親として、信じられないことでありました。

素朴な疑問として、医師が診断したときに当然カルテに記入するわけでありまして、そのときに何1つ言葉がないといったことは一体どういうことなのでしょう。そしてまた、最終で指導する保健婦がカルテの記入内容がわからなければ、それを診断した医師に確認をするといったことが当然のように行われているべきであるにもかかわらず、そのことがなされていなかったということはどう理解をすべきなのでしょう。現実こんなことが行われているのか。また、事実であれば、事業そのものの根幹を揺るがす問題であります。事実関係と体制について、理事者の御答弁を求めたいと思います。

以上、大綱8点について、かなり量も多いようでございますから、御答弁については単純明快にお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（林 治君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、差別問題について御答弁を申し上げます。

御指摘いただきましたように、本年2月と7月に当市の施設でございます文化ホールで生起いたしました2件の落書き差別事象を含め、部落差別の解消にかかわる基本認識について御答弁を申し上げたいと思います。

既に御承知のとおり、本市におきましては、部落差別を初め、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、差別のない国際都市泉南市の実現に寄与することを目的、趣旨とするいわゆる人権条例を施行し、同和事業の積極的な推進に努めてまいっております。

一方、国におきましては、地対財特法の期限を控え、昨年5月、今後の同和行政のあり方について地域改善対策協議会から意見具申がなされ、同



和問題の基本認識について、我が国固有の人権問題である同和問題は憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。本格的な対策が始まってからも四半世紀余り、同和問題は多くの人の努力によって解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題であり、同対審答申の精神を踏まえて今後とも国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならないとの見解が示されております。

また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進につきましては、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進しなければならないとの認識が明らかにされ、今後の重点施策としての方向づけがなされております。

さらに、昨年12月には、人権擁護施策推進法が施行され、教育、啓発に関する施策の推進、並びに人権侵害における被害者の救済に関する施策の推進は国の責務であることが明記され、施策の推進の基本的事項について具体的審議が進められており、人権侵害の救済を含め人権啓発の新たな展開が構築されようとしております。

今般、文化ホールで生起いたしました2件の差別落書き事象は、いずれも賤称語を使ってなされておりました。同和地区住民の人権を侵害するとともに、部落差別の助長につながるものであります。とりわけ文化ホールにおける1事象は、賤称語に重ねて具体的な地区名を名指しにしており、同和地区住民の人間としての尊厳を深く傷つけ、被差別の立場にある人々に耐えがたい苦痛を与えるものでありまして、断じて看過することはできないものであります。今般の事象の背景には、地域社会に根深くある差別意識や人権啓発、同和教育の不十分さがあり、行政としての責務を痛感するものであります。改めて人権条例施行の趣旨、目的を再認識するとともに、今般の事象を教訓化し、従前にも増して差別を許さない世論の形成に努めてまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

それから、空港問題の陸上飛行ルート問題についてお答えを申し上げます。前任者の答弁いたしました部分と重ならない部分で答弁をさせていただきます。

御質問にありました今回の陸上を飛行した場合の予想騒音数値が出されております。この問題について、本市として基本的にどのようなスタンスで臨むのかと。また、他市との連携はどうかということでございます。今回、大阪府の専門者会議から運輸省に対して質問をいたしまして、その回答がなされておりますが、その中にW E C P N L、いわゆるうるささ指数のコンターラインが示されております。従前は75と70でありましたけれども、今回65のコンターも入れるようにと要望いたしました。その結果、65のコンターも入っております。それを見ますと、16万回及び23万回におきましても、ほとんど陸域にかからない範囲のコンターラインとなっております。

これについては、今後さらに詳しい調査、精査をする必要があるとは思いますが、我々堺市から岬町までの関空協メンバー、いわゆる9市4町の中では、従前の環境基準の70だけを守るのではなくて、もう少し厳しいラインでもって陸域へ及ばないということを示す必要があるのではないかとこのように協議をいたしておりました。その中で、この65のコンターが出てまいったわけでございますが、ほぼ海上で描かれておりますので、一安心ということでございますけれども、さらにこれらの精査をする必要があると思っております。

それから、この問題に対する泉南市としてのスタンスでございますが、これは関空協として一定の考えを合意しておるわけなんです、これは具体的に貝塚市上空から陸域に入るということで、当の貝塚市上空を飛ぶということが1つございます。また、相当離れた地域も含んでおります関係上、個々の対応ということではなしに、そういう温度差もあるのも事実でございますので、関空協全体として意思統一をしていこうというふうにいたしているところでございます。

したがって、今後専門家会議におきまして、運輸省回答を踏まえてさらに検討を加えていただくということにいたしておりますので、それらの経過を踏まえて一定の方向性を出すようにしていきたいというふうに考えております。

それから、市民に対してどのように報告をしていくのかということでございますが、ある一定の方向、あるいは専門家会議の中間なりあるいは取りまとめが出れば、その段階で広く市民の皆様にも御理解をいただくよう

な、何というんですかね、広報の仕方ということを考えていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、今後安全面や環境面、また将来の航空需要に対応できるのかどうか、あるいは科学的にも証明され、空港建設の原点でございます公害のない空港づくりの観点に立ったものであるのかどうか、また当初の約束でありました3点セットの考え方に沿ったものになるのかどうかを含め、十分検討をしていく必要があると考えております。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から環境問題についての中のリサイクルについてということで、市役所内での再生紙の利用、それにA判用紙の利用についての御答弁を申し上げたいと思います。

まず、資源を守るという観点では、行政が率先して行っていくべきであるという認識をいたしておるところでございます。現在、市役所内での再生紙の利用につきましては、予算書、決算書、広報紙等の印刷物、それに封筒、けい紙、ざら紙等が現在再生紙を利用いたしております。

コピー用紙につきましては、コスト高ということもありまして、利用が進んでいない状況でございます。今後におきましては、厳しい財政状況ではございますが、資源を守るという観点から、コピー用紙についても再生紙の利用を進んで図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、コピー用紙のサイズでございますが、現在大阪府等におきましては、ほとんどA4判サイズを利用いたしております。今後、当市におきましても、特別なものを除きA4判サイズで統一できるよう努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 真砂議員の質問のうち、住宅に係ります部分とりんくうタウンの道路問題について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、住宅の方でございますけれども、公営住宅法のプラス面とマイナス面という御質問ではなかったかと思っておりますけれども、今回の公営住宅の改正といいますのは、新しい家賃制度の適用ということと、老人とかそう

いう弱者に対する入居がしやすいようにということが主なものでございますが、まず、プラス面ということになりますと、入居者の収入に応じて家賃がきめ細かく設定可能となったということと、入居者の収入の変化に応じて家賃も変化することになり、家賃の負担が著しく生活に影響することが少なくなったという2点ではないかと思えます。

それと、収入に応じて8段階に区分された家賃ですけれども、その段階に応じ家賃算定基礎額が法で定められ、収入区分ごとに入居者の平均的な年収に適正な家賃負担率——15から18%——であり、また収入超過者については、その超過の度合いに応じて家賃の割り増し率もより大きくなり、負担率もおのずから高くなっていくことになります。これは、公営住宅法の目的でもありますように、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという趣旨のものでございますので、そういうものがプラス面ということですね。それと、高齢者に対しては地方裁量で適格入居の上限が一般よりもアップされたということ、それと公営住宅の社会福祉事業への活用ということも可能になったというような面が主なプラス面ではないかというふうに考えております。

反面、マイナス面といたしましては、家賃の算出については、これまで国が政令で定める方式で算出した限度額以内であれば、事業主体が定めることが可能でありましたけれども、今回の改正では、事業主体の独自性といえますか、その辺で発揮する部分が少なくなったということと、法改正に伴いまして入居者の収入申告に基づいての家賃決定となったために、毎年度政令で定められる係数によりまして入居者個々の家賃の算出をしなければならぬということで、事務が煩雑になったということで、我々としては仕事はかなり負担になるという面がマイナス面ではないかというふうに考えております。

次に、家賃をなぜ今改正するのかということの問いであったというふうに思いますけれども、家賃の変更の理由といたしましては、一般的には物価の変動に伴いまして家賃を変更する必要がある場合ということと、公営住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき、または公営住宅に改良を施したとき等があるわけでございますけれども、泉南市の場合は、公営住宅建設以来今まで改正をしてなかったというのが実情でございます。

そのような中で、本市の家賃改定につきましては、数年前から我々としても改定しなきゃならないということで検討を行ってまいりました。またさらに、一部一部屋増築等の計画なり工事着手に入ってきたという中で、我々としても随分家賃改定についての議論をし、一定の方向づけをつくってきたわけでございますけれども、議員御指摘のように、公営住宅法が改正されたということの中で、平成10年4月1日から新法による家賃に移行するという事の中になかなか係数が出てこなかったということで、数値的に家賃の改正についてもどの数値に設定すればいいのかという作業がかなりおくれてたということの中で、種々議会からも御指摘がございましたけれども、そのような中でございましたが、以前の6月議会でもお約束をしましたように、数値の算定ができたということの中で、今回9月分から家賃を値上げさせていただくということに決めさせていただいたものでございます。

その値上げにつきましても、当然初めての値上げということで、前の質問者にもお答えさしていただきましたように、説明会等開催した中で御理解を賜る努力はしてきたわけでございます。そういうことでございますので、ひとつよろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、あとマスタープランと払い下げの問題でございますけれども、本市の木造住宅の建てかえ計画、いわゆる泉南市公共賃貸住宅再生マスタープランのプランニング以来、議員御指摘のとおり、昭和49年に実施された住宅払い下げをなされた状況から今日まで、過去の経緯や当時の各首長がなされた発言、それに伴う時代背景等、市は市の立場として、また入居者は入居者の立場としてこれまで何度も協議を重ねるとともに、議員の皆様方には何かと御心配をおかけしたところで、さらには数多くの議員各位からも本会議を初め所管の委員会においても御質問いただき、協議、指導をいただいていたところでございます。

このような状況の下で、一昨年12月には、過去の経緯のある中、入居者の皆様方は言うまでもなく、市としても非常につらい選択をさせていただきました。その後も入居者の方々とともに現在の市の住宅政策の考え方や住宅ニーズの状況を御理解賜るべく協議を重ねてまいりましたが、まだ今のところ御理解を得るには至っておらないところでございます。市といたしましては、現在入居者の方々と行っている協議の内容、要望等の整

理検討をさしていただきまして、建てかえについても御理解を賜るべく、鋭意今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、新しい住宅をとということでございますが、我々としては、現在の住宅施策として、当然老朽住宅の建てかえということが今計画をしている部分でございますので、この分について早期に解決をするという努力はしていきたいというふうに思いますし、また我々としても、別に先行買収地でも住宅用地として適地があるということの考え方をっておりますので、それらについては今後とも、当然老人社会に向けてでございますから、その辺の活用について調査研究はしていきたいというふうに考えております。

次に、りんくうタウンの道路の関係でございますけれども、議員御指摘のうち、りんくうタウン内におきます道路整備の状況のうち、都市計画道路泉佐野田尻泉南線の4車線供用に関しましてお答えを申し上げます。

本路線は、平成6年8月から暫定2車線での供用中でございますが、昨今関係方面から早期に4車線供用が叫ばれており、本市といたしましても、関西国際空港への重要なアクセス道路として位置づけされておる路線として認識をいたしておるところでございます。

この問題につきましては、当時2車線の建設につきましては企業局の方で建設をいたしておりますが、その後大阪府内部の協議によりまして、現在は大阪府の土木部所管ということになっております。それで、土木部の方で現在用地等の買い戻し等を行っているわけでございますが、それにつきまして、以前から大阪府の土木部長に、昨年も要望いたしております。過日の大阪府土木事務所との調整会議におきましても、重点課題の一つとして再度要望を行って、早期に建設されるようお願いをしたところでございますが、今後ともさらに強く働きかけを行ってまいりまして、早期4車線化について努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 真砂議員の女性問題について御答弁をさせていただきます。

男女差別のない男女共同参画社会の実現を図るためには、男女平等を実現するための意識改革、就労における男女平等の推進、男女平等を基礎と

する地域社会活動への参画、女性の福祉の確保等にかかわり、行政を初め地域社会や民間企業など、さまざまな立場からの取り組みが必要であります。とりわけ、行政並びに行政職員は市民にとって身近な存在でありますし、女性問題解決の先導的役割が求められるものと認識いたしております。

そうした観点から見ますと、職場環境、職務内容、配置、昇格、登用、能力開発、男女平等意識改革に関する職員実態調査は、今後の女性問題解決にとって重要な意味を持っているものであります。女性政策推進本部におきましては、調査内容、方法等を検討し、今後実施に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 真砂議員のお尋ねのうち、りんくうタウンの土地利用と土砂採取についてお答えいたします。

りんくうタウンの土地利用でございますが、りんくうタウンは関西国際空港の支援補完及び内陸部の環境改善、さらには地域の振興を図ることを目的に事業が進められているところでございます。本市域におきます土地利用の状況でございますが、公共施設としてサザンスタジアム、りんくう南浜公園、南部広域防災拠点等、道路、公共下水道などインフラ設備も順次整備が図られているところでございます。

一方、空港関連産業ゾーンや工場団地ゾーンの分譲地につきましては、一部の分譲地には企業の立地があるものの、バブル経済の崩壊とそれに続く不況などの影響により思わしくない状況にございます。このため、本年1月に大阪府が実施したりんくうタウンへのニーズ調査をもとに、工場分譲に関心の高い企業に対しまして現在個別訪問を行いまして、分譲促進に努めているところでございます。私ども泉南市も、市内企業については大阪府とともにセールス活動に参加いたしたところでございます。

御提案の分譲地の貸し付けでございますが、埋立免許及び収支計画は土地分譲による資金回収を前提に進められておりまして、現在の状況におきましては、資金回収のおくれる借地方式に転換する予定は当面はないとお聞きいたしているところでございます。しかしながら、分譲がなかなかはかどらないことも事実でございますので、用途変更も含めまして、その土

土地利用のあり方について検討をしてはどうかという意見もございます。

本市にとりましても、樽井駅や海岸に隣接し、地理的条件にもすぐれ、大変貴重な土地でございますので、土地の分譲も含め、今後の土地利用のあり方につきましては重要な課題であると認識いたしております。今後は、従来にも増して大阪府と十分連携を図りながら、埋立免許の理念を尊重し、幅広い検討が行われますよう協議してまいりたいと存じます。

次に、土砂採取についてでございますが、本市域からの土砂採取につきましては、搬出土量のピーク時等に対応するため、近郊緑地保全区域等法規制による一定の制約の範囲内において供給することとなっております。ただいまのところ、本市の山間部におけるプロジェクトとの事業計画とも整合を図り、跡地利用についても有効活用できますよう候補地の絞り込みや土量、搬出方法等について検討をいたしているところでございます。どうかよろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、真砂議員御質問のまず〇 - 157対策について御答弁申し上げます。これについては、〇 - 157の体制という形をお願いいたします。

昨年5月25日、岡山県邑久町で集団発生しました〇 - 157食中毒は、全国的に発生し、特に堺市周辺が大量に発生し、政府も〇 - 157対策関係閣僚会議を設置し、そして〇 - 157を伝染病に指定いたしました。

泉南市におきましても、昨年〇 - 157対策連絡会議を発足しまして、食中毒の注意を呼びかけるチラシ及び広報車による啓発活動や、感染に不安をお持ちの方で検便を希望される市民の皆さんに無料で検便を実施しました。また、学校給食及び保育所、幼稚園、小学校の給食関係者等の検便も実施し、衛生管理指導の徹底を図るとともに、公共施設の衛生管理体制の強化を図り、〇 - 157食中毒等の防止に努めてまいりました。

今年も、大阪府管内において散発的発生が見られ、5月初めより広報により〇 - 157の注意を呼びかけ、また学校給食センター及び保育所、幼稚園、小学校等の給食関係者の衛生指導を行い、食中毒全般の防止に努めているところでございます。今後も、〇 - 157等に対する情報を提供し、皆さんに正しい知識を持っていただき、二次感染予防に努めてまいりたいと、このように考えております。



それと、次に保健センターの健診事業について、現状の問題点、これについて御答弁申し上げます。

保健センターの乳幼児の健診の目的は、乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療を図るとともに、その保護者に成長、栄養、育児等に関する健康相談、健康指導を実施し、乳幼児の健全な育成を期するために実施しているものでございます。

議員御指摘の問題につきましては、7月に実施した健診時に起こった問題でございまして、その中身と申しますのは、健診カードに記載された医師の指摘事項について保護者からの質問がございました。しかしながら、その質問に対して的確な説明ができなかったということで問題が生じたものでございます。乳幼児健診時はたくさんの方々が来られ、時間の経過とともに、こういった状況下であったのか定かでなく、御迷惑をおかけしたということでございます。

これらの経過を踏まえ、今後事業の推進に当たりましては、医師、保健婦等の連携を密にしながら、また健診後には検討会などを通じ、お互いの意思の疎通を図りながら市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の的確な対応ができなかったということにつきましては、深く反省し、おわびを申し上げたいと、このように存じます。どうかよろしくをお願いします。

議長（林 治君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） 学校給食における補助対策ということで御答弁をさせていただきたいと思えます。

昨年の堺市のように学校給食が0 - 157食中毒の原因になりますと、大量に発生するということになることから、泉南市におきましては、文部省の学校給食衛生管理の基準、あるいは泉南市立学校給食センター管理衛生マニュアルに従い、また保健所の指導等も受けながら、厳しく自己点検もしながら事故防止に全力を挙げているところでございます。幸い、1学期におきましては、学校給食が原因となる食中毒は発生をしませんでしたが、夏期休業中を利用して、施設設備の点検及び老朽化した各学校の保冷庫の保守点検等を実施しておるところでございまして、補助対策としてさまざまな機器の導入について考えていないかということでござ

いますけれども、現在は老朽化をしておりますさまざまな施設設備の保守点検、あるいは改善等に追われているところでございます、今年度予算の中で新しいそういった補助対策としての機器を購入するという計画は現在持っていないところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 久しぶりの一般質問を行って、欲張りでしたんで、かなり時間がなくなりました。でも、答弁につきましては、非常に御丁寧に答弁をしていただいたと思います。非常にありがとうございます。

それで、全体的に行っていく時間もないわけなんですけども、ただ一つ残念に思うのは、提案という形で過去の一般質問の中で何回かそれぞれの項目について提案をさせていただいているところがございますけれども、場合によっては2年たってもいまだに検討しているといった内容がございます。いつまでも検討ばかりするのではなく、実施に移していただきたい。

特に、リサイクルペーパーの問題については、コスト高というのは確かにわかります。ですから、逆にA判統一をして、大量に注文してコストダウンを図ったらどうだということの内容まで突っ込んでこちらは御提案を申し上げているところがございますけれども、そちら側はそういった体制がとられていないということを強く指摘をしておきたいと思います。また改めて質問させていただきましても、そのときにはきちっとした答弁をいただきたい。同じような内容の答えは必要ございませんので、できないものでしたらできないで結構でございます。しかし、検討するんであれば、そういったことも踏まえてきちっと検討していただいて、こちら側が納得できるような答弁をいただきたいというふうに思います。強く申し入れをしておきます。

それと、人権問題についても触れておきたいんですけども、余りにも時間がないので、一般質問の最後で巴里議員さんが行われることでございますから、そちらにお任せをしたいと思います。

ただ、このことも一定提案をさせていただきます。福祉の問題でございます。

実は、きょうも昼休みに食事に行きますと、相談をされております。内容についてはわかりません。でも、通路で、多分プライベートなことでしょう。相談者は涙目になっておりました。こちらは意識して見てるわけで

はございませんけれども、そういった相談内容であろうかというふうに思います。通路で相談をする、これはいけないということで以前に提案をさせていただきました。狭隘であるからということで、場所がない、そういったことも理解できます。しかし、福祉でいろいろ相談される方の人権を考えてください。もっと真剣に取り組んでくださいよ。その姿勢が文化ホールでの差別事件にもつながる。そういったことも行政はきちっと把握をして、日々の行政執行をしていただきたい。このことも強く申し入れをしておきたいと思います。

次に、住宅の問題でございます。

新公営住宅法の問題の中ですが、私はこの新公営住宅法、市営住宅であって市営住宅でなくなってくるなど。泉南市が建てた市営住宅が国営住宅化されるなどという非常に懸念を持っております。プラス面もあろうかと思っておりますけれども、今の現行の市営住宅であれば、今部長が答弁をさせていただいたプラス面といったものはほとんどないん違うのかなと、マイナス面ばかりかなというふうに思います。ちょっと深く議論が時間的にできませんけれども、市営住宅である以上、市がもっといろんな形で特色を出せるような法整備といったものが必要であろうというふうに思いますので、今後の課題として検討していただきたいなというふうに思います。

それと、今回清和会として、私代表として一般質問をさせていただいておりますけれども、いわゆるマスタープランと払い下げの問題でございます。長らく平行線をたどったままだ解決の糸口が見出されていない。本当にこういうことでいいのかなと。行政が出したマスタープランすらなかなか手がつけられない、老朽化してきていると。今年度の予算の中で、一部住宅で2戸の解体費用も予算計上されております。それほど住宅が古くなって、解体をしていかなければいけないほど住宅というものが古くなっておるわけですから、本当に早く解決をしていかなければいけないわけなんですけど、なかなか今の現況ではそれができない。そういったことでは、一たんお互いに白紙撤回をする中で新たな住宅建設といったものをつくっていかない限り糸口は見出せないのではないのかなというふうに思っております。

私どもは、平成8年度末で開発協会がお持ちの旧の持ち家制度用地、ここにざっと100戸程度の中高層の住宅を建てた場合のマスタープランと

の比較をさしていただきました。我々の試算では、逆にそこに新しい市営住宅を建てた方がマスタープランで出されている金額より少ない金額で同じ戸数の住宅が建てられるのではないのかな、そのように一定の試算をさしていただきました。先ほど午前中の質問の中である議員がおっしゃられておりましたけども、マスタープランは国庫補助を受けておるから縛りがあるんだというふうに言われておりましたけども、私は決して、マスタープランは国庫補助を確かに受けておりますけれども、それがあからといって新しい住宅を建てることなくマスターに必ず縛られるんやと、そういったことはないというふうに思うんですけども、そのあたり市長の方から、時間も余りございませんので、そういった変更の考え方があるのかどうか、またマスタープランそのものが国庫補助を受けてるからといって、そういった強い縛りがあるのかどうかを含めて御答弁いただきたいというか、考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（林 治君） 質問の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） 木造市営住宅3団地、それから簡易耐火1団地、4カ所でマスタープランをつくっております。簡易耐火も老朽化してるんですが、そういう非常に古くなった住宅を建てかえていこうという方向が1つと、それから新たなニーズに対応したような公営住宅を建設していこうという方向もあると思います。ただ、マスタープランという1つのそういう老朽化している建物が現実にあるという前提の中で、そちらをさておいて新しい住宅を建てるということについて、いわゆる補助体系含めて可能なかどうかということは検討していく必要があるというふうに考えております。順番的に見ますと、確かに老朽化したものがあるわけですから、それを建てかえていきなさいよというのが、そして戸数もふやしなさいよというのが方針だというふうに思いますが、適地がまだ泉南市にもないことはないわけでございますから、新しいそういう住宅を建てる方向というのも1つは検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。

それからあわせまして、3団地ばかり議論されておりますが、もう1カ所ございまして、こちらの方の建てかえということも説明をいたしております。ですから、その辺とのかかわりもございまして、今後いろんな角

度からの検討が必要だというふうに思っております。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今市長がお答えいただいたように、当然順番からすればそういうことだろうというふうに思いますし、私はそのことについて別に異論を唱えるわけではございませんけれども、ただ昔の払い下げという経過がありますから、ただ単に今おっしゃられたような形はスムーズにはいかないだろうと。それを解決するためには、そういった方法でもって解決をしていかん限り無理ではなからうかなと。これも壇上で言いましたように、2年半が経過をしているわけなんですよ。その間に、マスタープランそのものについても、当初我々が聞いているのは、6倍とか7倍とかいう数字が出てましたけども、ここに来てそういった倍率の変更もあるように聞いております。

ですから、そういった経過を踏まえますと、マスターばかり縛られる必要もないん違うのかなと。それであれば、行政としても一たん出した部分についてはなかなか引っ込めにくい部分もあるでしょうし、補助の部分もあるでしょうし、ただ今市長さんがおっしゃっていただいた中では、今そういった計画がある中で新しい市営住宅をつくる場合の補助の問題ですね、もう単体で何でもかんでもできるだけの市の財政が豊かであればそれほど問題でもないんでしょうけども、補助をいただくとなかなかできないというのも当然わかりますし、そういった検討を十分にさせていただいて、それでもできるというような答えが見出せるならば、当然そういった方向でぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

市長の性格からすれば、でけへんことをできるというような無責任なこととは言えないということも私自身もよく理解をいたしておりますし、またいいかげんな答弁をされる市長であれば私自身も困ると思いますから、きちっと調査研究をされて、住民の立場に立った形の政策を打ち出していきたいし、この問題については一日も早い解決をしていただきたいというふうに思っております。その辺についての一日も早い解決について、最後、もう残り時間がございませんので、その辺については共有化されることだと思いますけれども、その辺についての一点の答えをいただきたいと思っております。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私も、一日も早く、うまく処理ができる方策というものをやっぱり模索をしていく必要があるというふうに思っております。ですから、過去のいろんな経過は十分踏まえる必要がございますけれども、余りそこにこだわりますと、なかなか前へ進まないということにもなりかねませんから、いろいろ御提案もいただきました点も含めて、まだまだちょっとチェックをしないといけない部分もありますから、十分慎重に対応していきたいと思いますが、願いとしては、できるだけ早く解決をしていく方策を見出していきたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る24日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る24日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後5時3分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 林 治

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美